

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 179 回全体会合

2026 年 6 月 8 日（月） 14:00～17:00

JICA 本部 2 階 202 会議室及びオンライン

議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認

3. 案件概要説明（ワーキンググループ対象案件）

- (1) カンボジア国灌漑・排水施設改良事業（第 1 期）（協力準備調査調査（有償））スコーピング案（未定）

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定（各 25 分）

- (1) 【追加 WG】カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（5 月 29 日（金）開催）
- (2) ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（5 月 15 日（金）開催）
- (3) ウズベキスタン国国際連結性強化事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（5 月 22 日（金）開催）

5. その他

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）運用見直しについて（4）
- (2) 第 8 期助言委員会期末報告（案）について

6. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合（第 180 回）：2026 年 7 月 3 日（金）14:00 から（於：JICA 本部及びオンライン）

7. 閉会

カンボジア国 灌漑・排水施設改良事業準備調査

環境社会配慮助言委員会
全体会合
【案件概要資料】

2026年6月8日
独立行政法人国際協力機構
東南アジア・大洋州部 東南アジア第2課

目次

1. 事業の背景と必要性
2. 事業概要
3. 調査対象地域の概況
4. 代替案の検討
5. 環境社会配慮調査の留意事項
6. 現時点で想定される環境・社会への影響
7. 今後のスケジュール（暫定）

1. 事業の背景と必要性

カンボジアにおける農業セクターの位置づけ：

- GDPの22.8%、労働人口の35%を占め、特に地方部で**重要な産業**。
- 都市部を中心に経済成長が進むなか、地方部の農家所得は依然として低く、国内の**所得格差が拡大**。

農業セクターの現況と課題：

- 不安定な天水に依存したコメの一期作が主流で、**食の安定生産の制約**となっている。
- 近年、**気候変動**の影響により**雨期の洪水被害**が深刻化。直近の農業被害推定額は、1.5億ドル（2013年）、1.87億ドル（2020年）、0.8億ドル（2022年）。
- また、**降水パターンの変化**が農作物の安定生産や農家所得に影響。

優先事業の特定：

JICAは「灌漑・洪水防御に係る情報収集・確認調査（2024年）」を実施し、カンボジア全土の灌漑施設のうち、洪水・干ばつ被害の甚大さを含め、1) 緊急性、2) 経済効果、3) 気候変動への適応効果、4) 他事業との相乗効果、5) 貧困削減効果、6) 農家水利組合の機能度合等の観点で特定した。



- ① クポブ・トロベック&タムヌップ・ロック地区（KT&TL地区）、および
② スピアン・スレーン地区（SS地区）における
灌漑施設の改修・整備の優先度が高いと判断された。

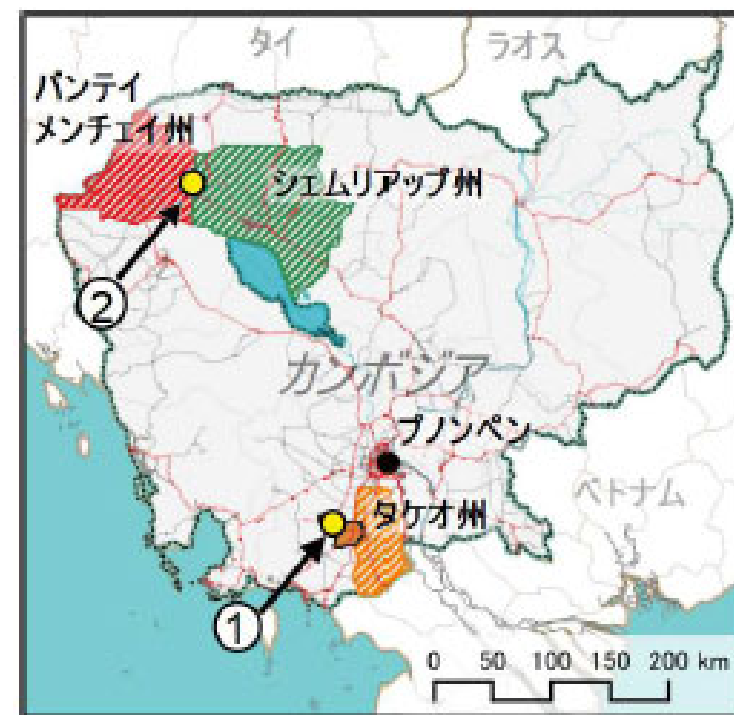
2. 事業概要

2-1. 事業対象地域

カンボジア王国

①タケオ州 **KT&TL地区**、

②シェムリアップ州および
バンテイメンチェイ州 **SS地区**



出典：JICA調査団

2-2. 事業目的

洪水被害が甚大であるKT&TL地区およびSS地区において、灌漑・排水施設の整備を行うことにより、洪水・干ばつ被害を軽減し、食料供給の安定及び農家の生計向上を図り、もって当国における気候変動対策および食料安全保障に寄与するもの。

2-3. 事業実施機関

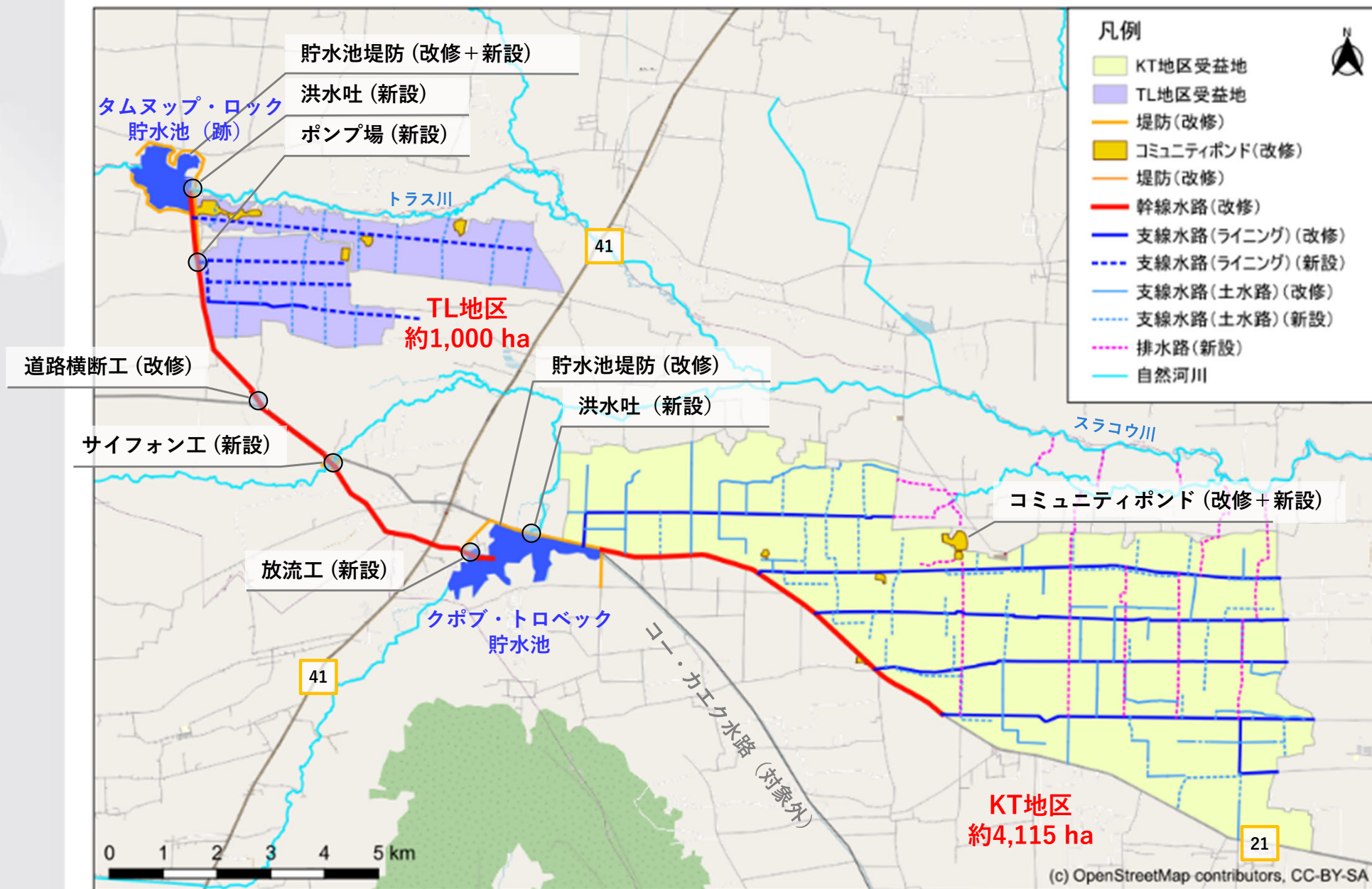
水資源気象省

2-4. 事業スキーム

有償資金協力（円借款）

2-4. 事業内容（暫定）

(1) KT&TL地区



出典：JICA調査団

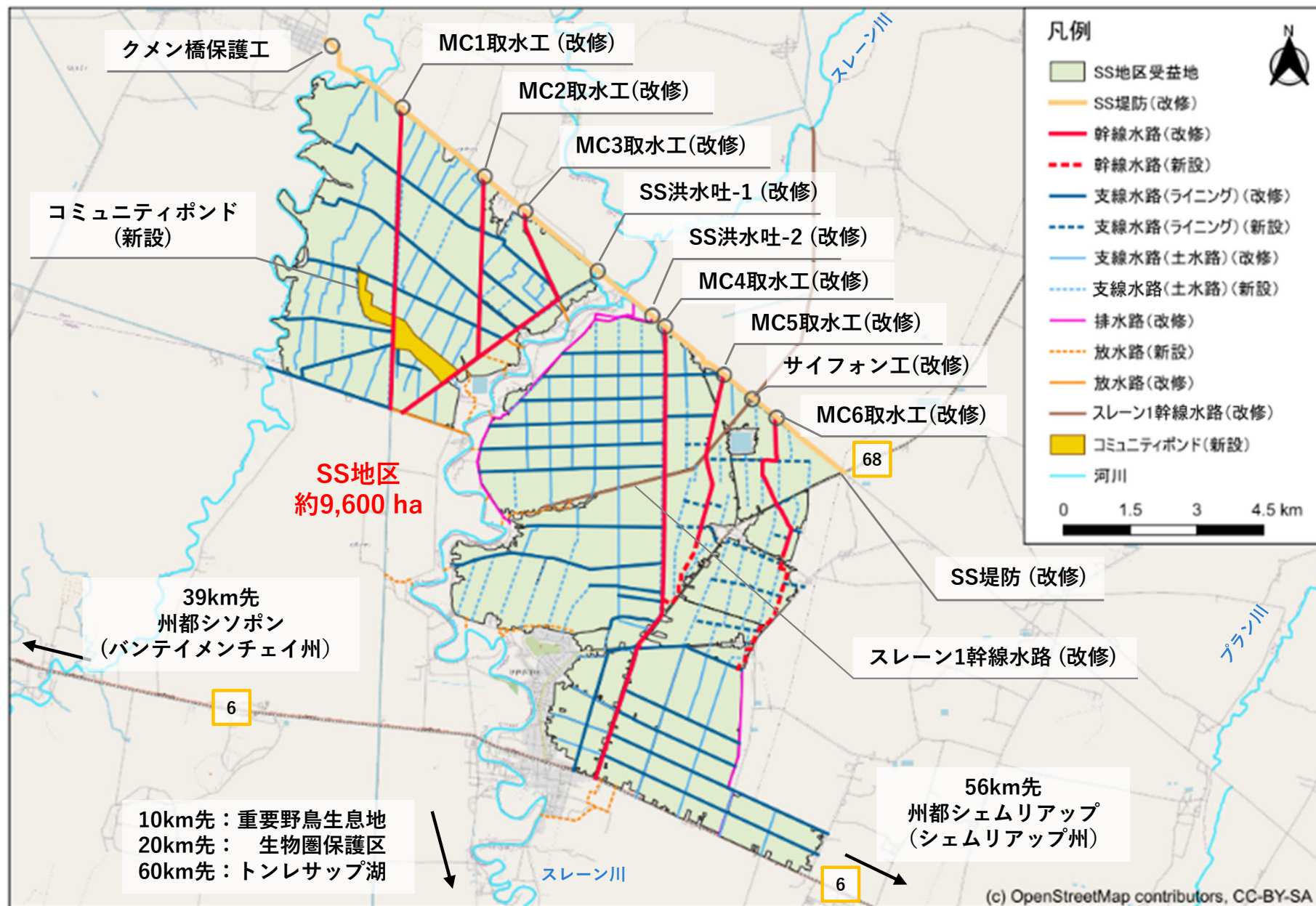
国際協力機構

KT&TL地区の事業コンポーネント（案）

事業 コンポーネント	サブコンポーネント	主要工事内容
洪水対策	KT堤防の洪水対策 （堤防・施設の強化）	既設貯水堤防の改修：嵩上げ・法面保護（約3.5km） 洪水吐の新設：1ヶ所
灌漑排水改善	TL貯水池の貯水機能回復	既設貯水堤防の改修：嵩上げ、法面保護（約0.6km） 貯水堤防の新設：約1.8km 洪水吐の新設：1ヶ所 付帯施設：一式
	導水路の機能回復 （TL貯水池→KT貯水池）	水路の改修：ライニング（約9.8km） 付帯施設：一式
	TL灌漑システムの導入 ・重力灌漑システム ・ポンプ灌漑システム	ポンプ場の新設：1ヶ所 支線水路の改修：ライニング（約2.2km） 支線水路の新設：ライニング（約14.4km） 支線水路の新設：土水路（約12.6km） 付帯施設：一式
	KT灌漑システムの改善	KT貯水池の浚渫：1式 幹線水路の改修：ライニング（約7.3km） 支線水路の改修：ライニング（約41.3km） 支線水路の改修：土水路（約32.0km） 支線水路の新設：土水路（約32.5km） 付帯施設：一式
	KT排水システムの改善	排水路の新設：土水路（約24.8km） 付帯施設：一式
	乾期灌漑用水の開発	コミュニティ・ポンド※の改修：箇所数未定 コミュニティ・ポンド※の新設：箇所数未定 現時点の候補地：改修＋新設＝7箇所 個人農家用ポンドの新設：箇所数未定

※ コミュニティ・ポンドの詳細は「4. 代替案」参照。

(2) SS地区



出典: JICA調査団

SS地区の事業コンポーネント（案）

事業 コンポーネント	サブコンポーネント	主要工事内容
洪水対策	SS堤防の洪水対策 (堤防・施設の強化)	既設貯水堤防の改修：嵩上げ・法面保護（約15.4km） 管理用道路改修：舗装・排水溝（約15.4km） 堤防沿いの施設の改修：主要施設9ヶ所＋小規模施設多数
	灌漑排水施設の洪水 対策 (水路・道路の強化)	支線水路の改修：ライニング（約98.6km） 管理用道路の改修：舗装（延長未定）
	洪水減退期における 排水能力強化	幹線水路の改修：ライニング（約36.5km） チェック施設の改修：通水断面拡大（13ヶ所） 水路堤越流施設：未定（対象範囲検討中） 放水路の改修：3ヶ所（約2.8km） 放水路の新設：10ヶ所（約11.1km）
灌漑排水改善	排水改善	圃場排水口の新設：約4,000ヶ所 排水路の改修：約12.5km
	灌漑改善	幹線水路の新設：5.1km スレーン1幹線水路の改修：ライニングの一部補修（箇所・延長未定） 支線水路の新設：ライニング（約12.2km） 支線水路の改修：土水路（約74.6km） 支線水路の新設：土水路（約69.9km） 付帯施設：一式
	乾期灌漑用水の開発	コミュニティ・ポンドの新設：2ヶ所 水田ポンドの建設（パイロット事業）：対象箇所数・対象面積：未定
その他	文化財保護工	今後、文化財保護を所管する文化・美術省の調査結果に基づき保護工を実施する対象文化財を確定。

※コミュニティ・ポンドの詳細は「4. 代替案」参照。

3.調査対象地域の概況

3-1. KT&TL地区の概況



出典：JICA調査団

老朽化による洪水吐ゲートの操作不全

- 洪水吐ゲートの機能不全
- 下流側への過剰放流による影響拡大



出典：JICA調査団

洪水による道路被害状況

- 洪水による路体の洗掘・路盤流失
- 道路連続性の喪失および通行機能の低下



出典：JICA調査団

洪水被害状況（道路横断暗渠）

- 洪水による護岸等構造物の洗掘
- 漂流物堆積および配管露出による機能低下



出典：JICA調査団

洪水による水路および構造物被害

- 洪水による盛土の洗掘・崩壊
- 横断構造物の破損・露出による機能低下



出典：JICA調査団



出典：JICA調査団

TL貯水池の跡地

元々の貯水池は1970年代に建設されたが、1995年雨期の大洪水により堤防の一部が流失し、下流域で甚大な洪水被害を引き起こし、貯水池周辺の圃場も洪水被害を受けた。政府は地元農家の経済支援を目的に、貯水エリア内での耕作を許可し、それ以来稲作が行われている。当該農家を含む周辺住民からはTL貯水池の再建を望む声が挙がっている。



出典：JICA調査団

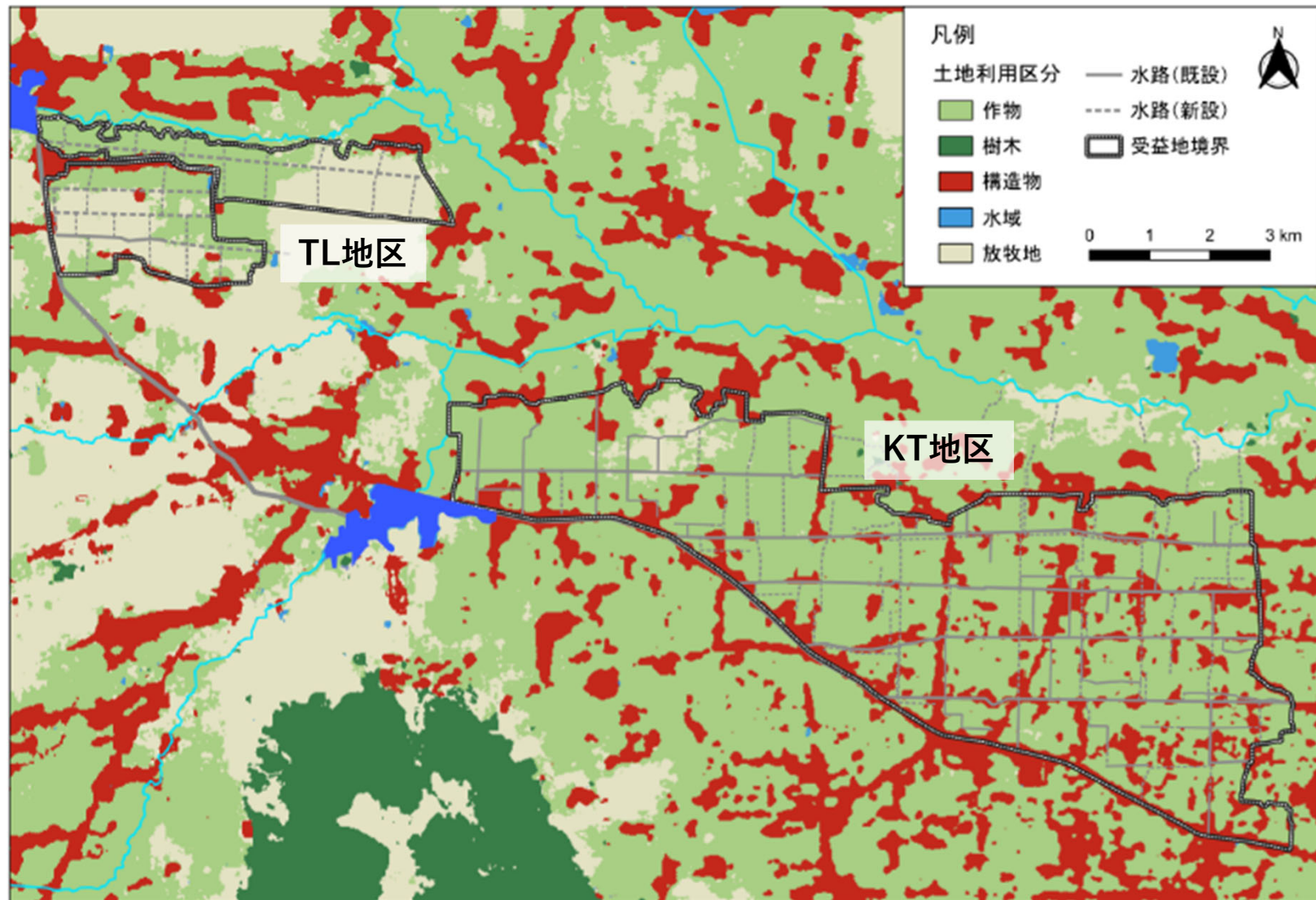


出典：JICA調査団

KT貯水池

現在、農業用のほか上水利用もされているが、土砂の堆積等によって貯水機能が低下しており、浚渫が必要。

KT&TL地区の土地利用



出典：JICA調査団

- KT地区では受益地の72%が農地（作物）だが、TL地区では50%弱が放牧地となっている。十分な灌漑用水を安定して供給できていないために天水に依存した農業を営まざるを得ない状況と考えられ、本事業による改善が期待される。

KT&TL地区の営農状況



出典：JICA調査団

- 受益面積：5,115 ha
- 受益農家数：3,334 戸
- 営農概況：雨期のコメ栽培が中心。乾期の作付は限定的。
- 営農上の課題：
 - KT地区 ①干ばつによる水不足（63%）、②灌漑施設の老朽化・未整備（59%）、③生産資材の価格高騰（57%）
 - TL地区 ①生産資材の価格高騰(77%)、②干ばつによる水不足(73%)、③灌漑施設の老朽化/未整備(73%)

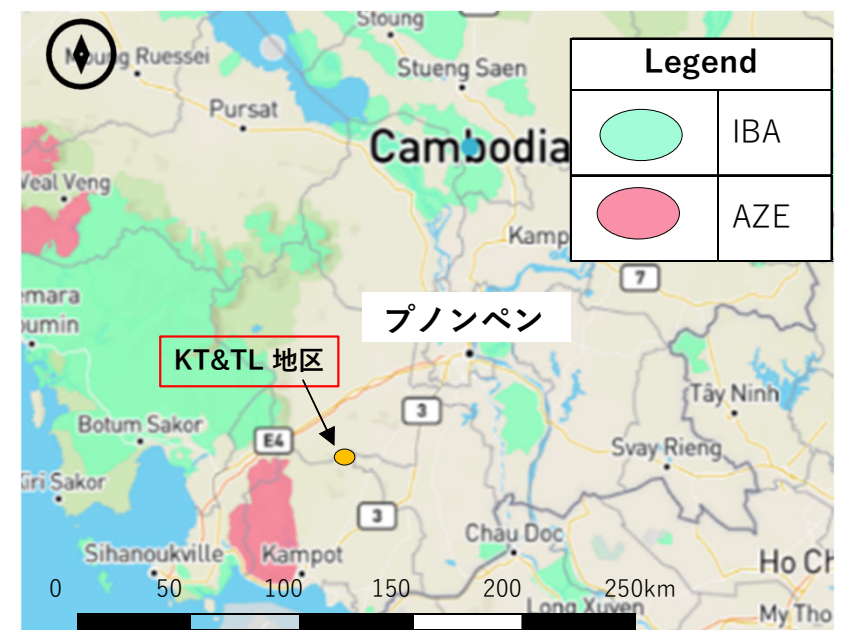
KT&TL地区周辺の保護区等の指定状況

- KT&TL地区周辺に保護区等の指定されたエリアはない。
- 現時点ではKT&TL地区周辺に貴重種が生息しているという情報は確認されていない。



出典：<https://opendevelopmentcambodia.net/profiles/natural-protected-areas/>

KT & TL地区周辺の保護区



出典：IBAT情報を基にJICA調査団作成

国際協力機構

KT & TL地区周辺のIBAおよびAZE

3-2. SS地区の概況

出典：本スライド全ての画像は、JICA調査団撮影



2次水路の冠水被害 7月(雨期前半)～10月(雨期後半)

- 7月：2次水路の水量・水深の不足
- 10月：堤防の完全水没による機能喪失



上流側取水施設の冠水状況 7月(雨期前半)～10月(雨期後半)

- 7月：取水施設の操作・管理が可能
- 10月：取水施設の完全水没により取水機能不全



構造物の冠水被害 7月(雨期前半)～10月(雨期後半)

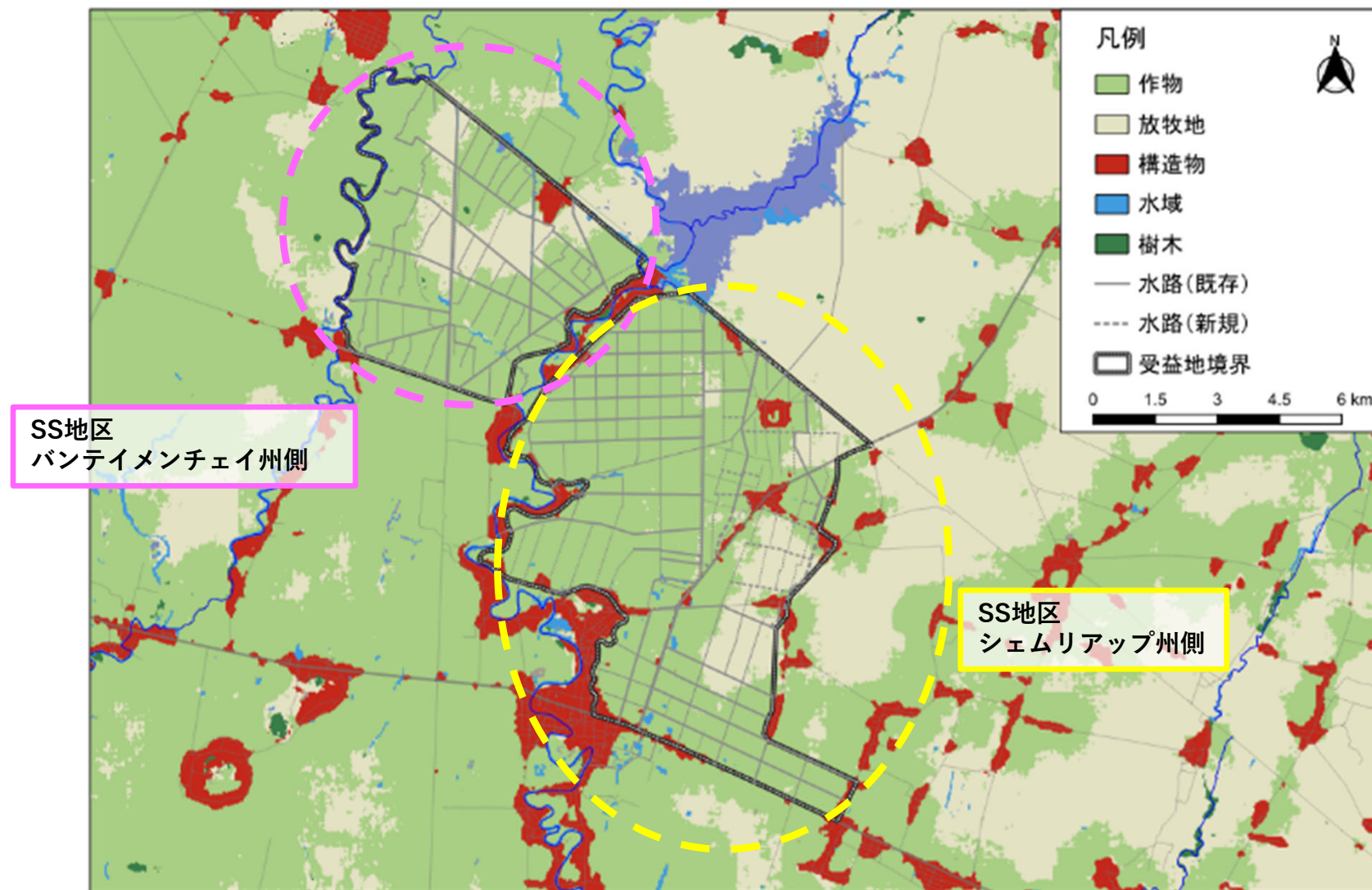
- 7月：構造物機能の確保が可能
- 10月：構造物の完全冠水による機能の低下



2次水路の洪水前後の状況変化 7月(雨期前半)～10月(雨期後半)

- 7月：常時通水できる状態であり、水路形状が明瞭
- 10月：水路の完全水没による機能喪失

SS地区の土地利用



出典：JICA調査団

- 農地（作物）が83%であった。ただし、バンテイメンチェイ州側の受益地中央部、シェムリアップ州側の受益地下流部・東部が放牧地（薄茶色のエリア）に分類されており水不足になりやすい傾向を示していることから、灌漑施設改修による改善が期待される。

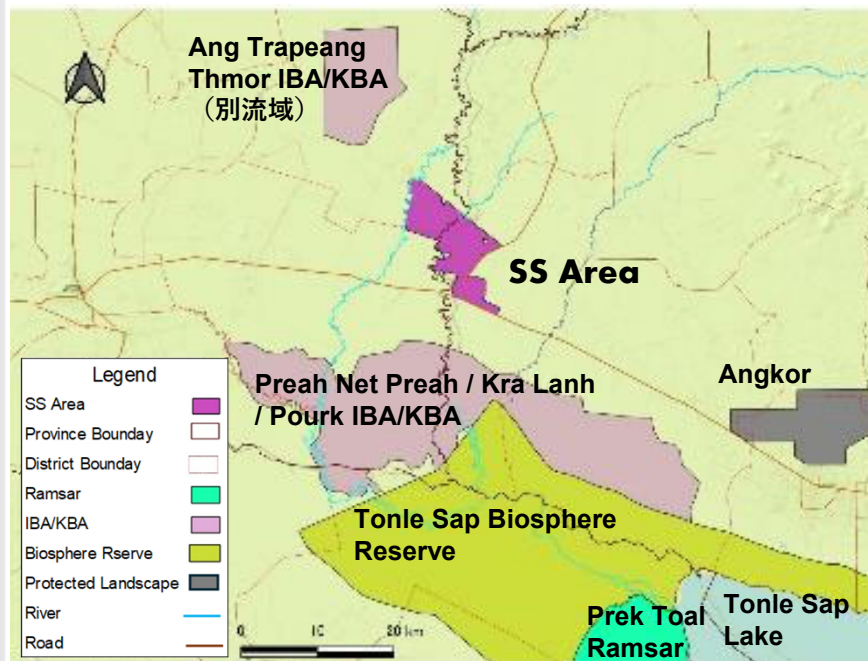
SS地区の営農状況



出典：JICA調査団

- 受益面積：9,600 ha
- 受益農家数：3,425 戸
- 営農概況：雨期のコメ栽培が中心。ただし、乾期コメ作も全体の25%程度のエリアで行われている。
- 営農上の課題：
 - ①生産資材の価格高騰（70%）、②洪水による作物被害（59%）、③市場価格の不安定(45%)

SS地区周辺の保護区等の指定状況



出典：Natural protected areas Open Development Cambodia (ODC)の情報を基に、JICA調査団作成

保護区、指定区域	区域概要
【IBA/KBA】 Preah Net Preah / Kra Lan / Pourk	SS地区から直線距離で約10km下流に位置する。雨期のみ氾濫する草原と低木林から構成されている。
【生物圏保護区】 Tonle Sap	SS地区から直線距離で約15km下流に位置する。カンボジア保護区管理法（2008年）に基づき生態系の保全と生息地の回復、持続可能な環境、経済、社会、文化の発展の支援、実証事業の実施、研修、調査の活動の支援を目的として指定されている。
【ラムサールサイト】 Prek Toal	SS地区から直線距離で約45km下流に位置する。乾期には干上がり、主に淡水の湿地林に覆われているが、毎年洪水が発生し、水深は最大で8mに達する。

SS地区周辺の生態系（貴重種）

【Preah Net Preah / Kra Lanh / Pourk IBA/KBA】

分類	IUCNカテゴリ	名称
鳥類	CR (Critically Endangered)種	ベンガルショウノガン(<i>Houbaropsis bengalensis</i>)
	VU (Vulnerable)種	オオヅル(<i>Grus antigone</i>)
	NT (Near Threatened)種	セイタカコウ (<i>Ephippiorhynchus asiaticus</i>) 、 ホシバシペリカン (<i>Pelecanus philippensis</i>) ※

※渡り鳥

【Prek Toal Ramsar Site】

分類	IUCNカテゴリ	名称
爬虫類	CR (Critically Endangered)種	バタグールガメ(<i>Batagur baska</i>)、 シャムワニ (<i>Crocodylus siamensis</i>)
魚類		パーカーホ (<i>Catlocarpio siamensis</i>) 、 メコンオオナマズ (<i>Pangasianodon gigas</i>)



ベンガルショウノガン
(*Houbaropsis bengalensis*)

出典: IUCN Redlist
<https://www.iucnredlist.org/ja/species/22692015/130184896>



バタグールガメ
(*Batagur baska*)

出典: IUCN Redlist
<https://www.iucnredlist.org/ja/species/97358453/2788691>



シャムワニ
(*Crocodylus siamensis*)

出典: IUCN Redlist
<https://www.iucnredlist.org/ja/species/5671/3048087>

4. 代替案の検討

4-1. 事業を実施しない場合

事業を実施しない場合、以下のような影響が懸念される。

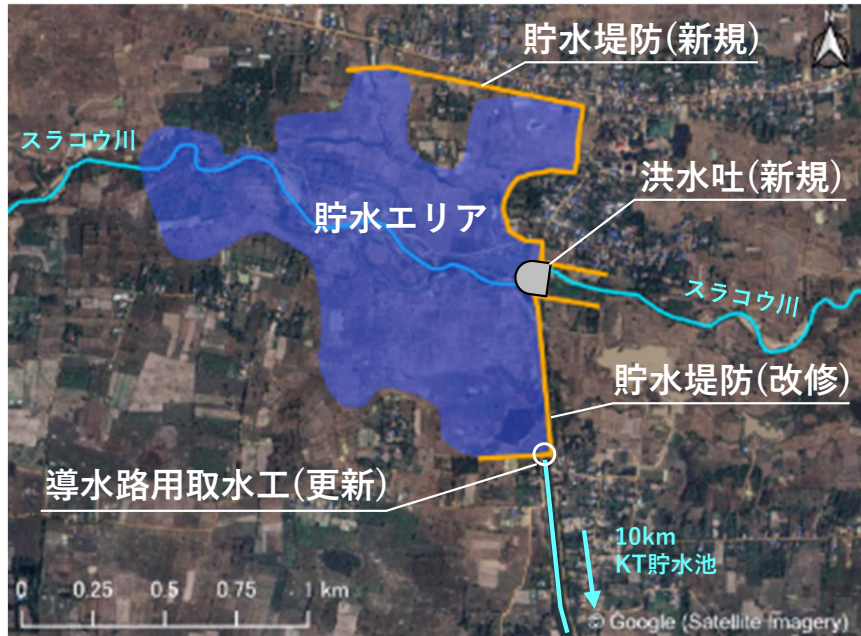
項目	KT & TL地区	SS地区
灌漑用水確保の安定性	KT地区では灌漑用水不足が継続し、TL地区は一部を除いて天水農業が継続する。都市化に伴う水需要の増加により、必要灌漑用水量の確保が更に困難となる。	水路や付帯施設が改善されないため、雨期前半と乾期における灌漑用水の供給が不安定なままとなる。
洪水・干ばつの影響	気候変動の影響で激甚化する洪水により、KT貯水池の堤防崩壊リスクが高まる。一方、雨期前半の降雨の不安定化による干ばつに対する脆弱性も高まる。	気候変動の影響で激甚化する洪水により、堤防崩壊リスクが高まる。また、歴史的文化財への洪水被害の可能性が高まる。
維持管理	土水路と未舗装道路のままであり、老朽化した付帯施設も多く、維持管理費用が高む。	水路や道路、付帯施設は洪水被害を受けやすく、復旧等の維持管理費用が高む。
環境影響	現行の農業が継続され、事業を実施しないことによる自然環境の悪化は懸念されない。	同左
社会影響	■ 天水農業と灌漑不良による低い農業所得が継続する。 ■ 農家所得が改善されない結果、都市化の進行に伴う農家・非農家間の所得格差の拡大が加速する。	■ 雨期の湛水被害と灌漑不良による低い農業所得が継続する。 ■ 湛水による影響が長期化し、集落間の交通アクセスが阻害される。

4-2. KT&TL地区：新規水源の取水方式

TL貯水池は1995年の大洪水以来、貯水機能を喪失している。
また、KT地区は自流域が小さく用水不足になりやすい。
そのため、TL貯水池からの用水供給の安定性を向上させ、
干ばつへのレジリエンスを高めるための開発案として
貯水池再建案（A案）と**頭首工建設案（B案）**を比較する。



出典：JICA調査団

A案（TL貯水池の再建（新設））	B案（TL頭首工の新設）
比較案の概要  出典：JICA調査団 既設堤防の改修および新規堤防の建設により貯水池機能を回復する。貯水池から取水して導水路を通じてKT貯水池まで送水する。	 出典：JICA調査団 頭首工を建設して河川水位を高めて取水し、KT貯水池まで導水路を通じて送水する。

4-2. KT&TL地区：新規水源の取水方式

評価項目	A案（TL貯水池の再建（新設））	B案（TL頭首工の新設）
主要工事	貯水堤防、洪水吐、河川堤防(下流)、取水工	可動堰、河川堤防(上下流)、取水工、導水路(延長区間)
国家政策*との整合性	○ 政府の定める「持続可能な社会経済の発展及び気候変動に対する強靱性の構築」および「灌漑面積の増加」に大きく貢献する。	△ TL頭首工は貯水機能を有さないため、A案よりも国家政策との整合性は劣る。
技術面	○ 貯水機能により河川流量変動の影響を受けにくいことから安定取水が可能となる。雨期に貯めた水は乾期の灌漑用水として利用できる。	△ 貯水機能を持たず、河川流量変動の影響を受けやすい分、A案と比較して取水の安定性が劣る。乾期の用水利用可能量もA案より限定的となる。
洪水・干ばつに対するレジリエンス	○ 貯水機能により、特に干ばつに対するレジリエンスが向上する。	△ 貯水機能を持たないため、特に干ばつに対するレジリエンスの向上はA案より限定的となる。
環境影響	○ 現在、貯水エリアは自然生態域ではなく農地として活用されているため、貯水池再建により貯水エリアが拡大し、水生生物の生息域が広がる。	△ 現況の水辺環境は大きく変化しないため、環境に大きな変化は発生しない。
社会影響	△ 用地取得: 政府用地周辺で必要となる可能性あり。 住民移転: なし 経済的移転: 貯水エリア（政府用地）内の土地を許可を得て借用して農業を行っている農家について、農地利用が制限されるため、経済的移転が生じる可能性がある。	○ 用地取得: 政府用地内のため不要。 住民移転: なし 経済的移転: 堤防エリア（政府用地）内で農業を行っている農家がいる場合には、経済的移転が生じる可能性がある。
経済性	△ B案に比べて高価。	○ A案に比べて安価。
選定結果	○ 一部民地の用地取得の可能性、および貯水エリア内の経済的移転が生じる可能性があるが、灌漑用水確保および干ばつに対するレジリエンスの面で推奨される。	△ A案と比較して安定取水と乾期の水源確保の観点で劣る。

*第一次五角形戦略および国家開発戦略との整合性を指す

4-3. SS地区：洪水対策

SS地区は、広大な流域を有するスレーン川からの洪水の影響を強く受け、毎年多くの灌漑施設が機能喪失・低下、損傷の被害を受けている。

本検討では、洪水対策の方向性として洪水防除のための**輪中堤防の建設（A案）**と洪水影響緩和のための**SS堤防の嵩上げ、施設の耐久性向上＋排水強化案（B案）**を比較する。

比較案の概要

	A案（輪中堤防の建設）	B案（SS堤防の嵩上げ、洪水に対する施設の耐久性向上＋排水強化）
	事業対象地区を囲む輪中堤防の建設により、完全な洪水防除を図る案。 周辺地域の洪水状況を悪化を防ぐため、トンレサップ湖エリアまでの大規模な排水能力強化としてスレーン川の通水能力強化や大規模放水路の追加等が併せて必要となる。  (c) OpenStreetMap contributors, CC-BY-SA	SS堤防の嵩上げを始めとした施設の洪水被害軽減策により、洪水後もシステムの健全性を確保し、復旧費用の低減も図る案。 更に、事業対象地区内の排水機能を強化して、洪水発生後の冠水域の迅速な回復を図り、稲作の被害の低減を図る。  (c) OpenStreetMap contributors, CC-BY-SA

出典：JICA調査団

出典：JICA調査団

国際協力機構

4-3. SS地区：洪水対策

評価項目	A案（輪中堤防の建設）	B案（SS堤防の嵩上げ、洪水に対する施設の耐久性向上＋排水強化）
主要工事	- 輪中堤防の建設 - 周辺地域への洪水影響緩和策 - スレーン川の改修（拡幅、浚渫） - 放水路の建設	- 既存SS堤防の嵩上げと法面保護 - 管理用道路の舗装、排水強化 - 水路断面拡張、ライニング - チェック施設の断面拡張 - 河川への放流施設の整備
国家政策*との整合性	○ 対象地区内の洪水防除が達成され、食料安全保障に大きく寄与する。	△ 完全な洪水防除は行わないものの、洪水に対する強靱性は大きく高まり、食糧生産が安定する。
技術面	○ 事業対象地区への洪水侵入がなくなることで、圃場内の湛水深が浅くなり、水管理が可能となる。	△ 事業対象地区への洪水侵入は継続するが、SS堤防の嵩上げにより、洪水による堤防決壊リスクが低減される。水路のライニング等により灌漑排水施設の洪水に対する耐久性が強くなる。
環境影響	× 洪水の流入がなくなるため、輪中堤防で囲まれるエリアの湛水深が大きく減少し、特に低平地の生態系への影響が懸念される。また、数十キロにわたる大規模な排水路建設による自然環境への一時的な悪影響が懸念される。	△ 排水能力の強化により一部圃場の浸水期間が短縮される。一方、SS地区の水位変化速度は緩やかであり、自然環境への影響は限定的である。また、堤防の嵩上げ後も洪水が流入する状態は継続され、現況とほぼ同じ状態が継続される。
社会影響	× <u>用地取得</u>: 輪中堤防および放水路の建設により大規模な用地取得が発生する。 <u>住民移転</u>: 輪中堤防の延長が長いこと住民移転が発生するリスクが高い。 <u>経済的移転</u>: 民地（主として農地）の用地取得により発生する可能性がある。	△ <u>用地取得</u>: 既存施設の改修のため一定程度の用地取得は発生するが限定的。 <u>住民移転</u>: 限定的（キオスク等の仮設構造物の移転）。 <u>経済的移転</u>: 民地（主として農地）の用地取得により発生する可能性があるが、影響は限定的。
経済性	× 周辺地域への影響緩和策が必要となるため、B案に比べて非常に高価。	○ 水路ライニングは灌漑・排水改善でも必要であり、費用は抑えられる。
選定結果	△ 完全な洪水防御が達成できるが、事業費が高額になること、輪中堤防や放水路の新規建設による社会影響が大きいことから、事業実施の妥当性が低い。	○ 洪水発生時の事業対象地域周辺の湛水状況に悪影響を及ぼさず、環境・社会影響、経済性の面から推奨される。

*第一次五角形戦略および国家開発戦略との整合性を指す

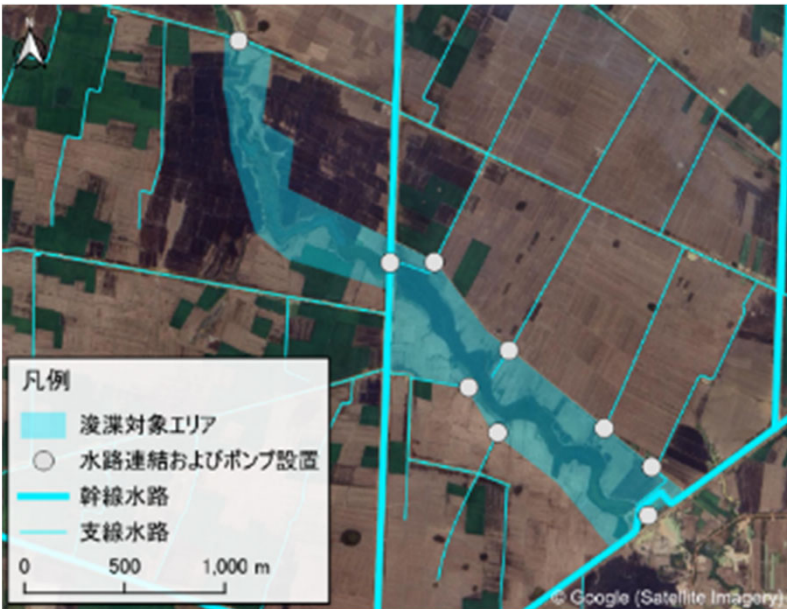
4-4. SS地区：低平地を利用したコミュニティ・ポンドの新設

スレーン川の乾期流量には制限があるため、乾期灌漑エリアの拡大は限定される。事業対象地区内には年間を通じて湛水している低平地が存在するため、これをコミュニティポンドとして整備し、乾期にスイカ等の園芸作物の栽培促進が可能な環境作りを図る。

本検討では、低平地の貯水量を増加させる手法として**低平地の浚渫のみを行う案（A案）**と**貯水池堤防の建設を行う案（B案）**を比較する。



出典：JICA調査団

	A案(低平地の浚渫のみ)	B案(貯水池堤防の建設)
比較案の概要	周辺から水が集まる低平地を浚渫し、貯水量を増やす案。  出典：JICA調査団	低平地周辺を堤防で囲み、幹線水路の水位が高い雨期に貯水する案。  出典：JICA調査団

4-4. SS地区：低平地を利用したコミュニティ・ポンドの新設

評価項目	A案(低平地の浚渫のみ)	B案(貯水池堤防の建設)
主要工事	低平地の浚渫 支線水路との連結 ポンプの導入	貯水堤防の建設 幹線水路との連結 支線水路との連結
国家政策*との整合性	△ 乾期の灌漑面積の増加および園芸作物の生産促進による貧困改善に資するが、その効果はB案に劣る	○ A案に対して灌漑可能面積が大きくなるため、国家政策との整合性はA案より高い。
技術面	△ 貯水池の水位は周辺地盤より低く、灌漑のためにはポンプが必要。貯水容量はB案より小さいため、灌漑可能面積はB案と比較して小規模。	○ 貯水池の水位が高い期間は重力灌漑が可能。灌漑可能面積はA案より大きくなる。必要に応じてポンプの導入により灌漑可能面積の拡大が可能。
環境影響	× 湿地を含む集水エリア（約40ha）を浚渫するため、乾期の湿地面積が狭くなり、湿地の生態系への負の影響が想定される。	△ 湿地を含む集水エリア（約40ha）周辺を堤防で囲んで貯水するため、湿地が喪失される。貯水池として新たに整備されることで、水辺の面積はA案より広がる。
社会影響	△ <u>用地取得</u> : ポンプ場建設および浚渫範囲（政府用地以外）で用地取得が発生する。 <u>住民移転</u> : なし <u>経済的移転</u> : ポンプ場建設用地（農地）と浚渫範囲（民地）で生じる可能性がある。	△ <u>用地取得</u> : 堤防建設にかかる用地及び貯水エリア（政府用地以外）で用地取得が発生する。 <u>住民移転</u> : なし <u>経済的移転</u> : 堤防建設用地（農地）と貯水エリア（民地）で生じる可能性がある。
経済性	× 水中浚渫となるため、ポンプ場も必要となるため、工事費が嵩む。	△ A案より工事費が安くなる。
選定結果	△ A案と比べて貯水量が小さく、経済性も劣る。	○ 乾期の灌漑用水を多く貯水でき、経済的にも安価。湿地エリアは洪水期には湛水状態であり、乾期における水辺環境の増加は水生生物にとってはプラスと考えられる。

*第一次五角形戦略および国家開発戦略との整合性を指す

5. 環境社会配慮調査の留意事項

5-1. JICA適用ガイドライン、カテゴリ分類等

1) 適用ガイドライン

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）
（以下、「JICAガイドライン」）

2) カテゴリ分類

分類：カテゴリA

根拠：JICAガイドラインに掲げる農業セクターに該当するため。

3) 今後助言を求める事項

第1回：協力準備調査 スコーピング案

第2回：協力準備調査 ドラフト・ファイナルレポート案

5-2. カンボジア国内法

☑ 事業対象地域周辺の状況、事業コンポーネントの内容・規模等に応じて、**環境影響評価（Environmental Impact Assessment：EIA）** または**初期環境影響評価（Initial EIA：IEIA）**を実施する必要がある。

☑ FS段階では**基礎移転計画（Basic Resettlement Plan：BRP）**を、DD段階では**詳細移転計画（Detailed Resettlement Plan：DRP）**を作成する必要がある。

5-3. 本調査における留意事項

1) EIA関連

- 

SS地区の約10km下流には、絶滅危惧種が生息するIBA/KBAなどが位置している。今後、現況より農薬や化学肥料の使用量が増加した場合、散布した農薬や化学肥料の成分を含んだ排水が流入する可能性があるため、水質調査等を実施して影響の有無を確認する。
- 

SS地区周辺にはカンボジア国内法により「文化財」に指定されているクメン橋や歴史的史跡など、文化・美術省管轄下の文化財や用地が存在する。同省と協力のもと、本事業による影響を確認し、影響がある場合は適切な保護方法について確認する。
- 

これまでのところKT&TL地区およびSS地区周辺に少数民族の住居等は確認されていないが、本調査にて詳細を確認する。



SS地区周辺にあるクメン橋

出典：JICA調査団

2) RAP関連

- 

KT&TL地区およびSS地区における工事により、用地取得および住民移転が想定される。特にKT&TL地区では、既存幹線水路上などに建設された商店等の建築物に留意して被影響者数や生計手段の喪失の有無などを確認し、補償や支援の内容を検討する。



KT&TL地区の幹線水路上に建設された建築物の事例

出典：JICA調査団

6. 現時点で想定される環境・社会への影響

6-1. 汚染対策

【工事中】建設工事に伴う大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動による影響が工事区域周辺で発生する可能性がある。

【供与時】**農薬**や**化学肥料**の使用量増加による水質悪化の可能性がある。

6-2. 自然環境

【工事中】工事区域周辺で発生する騒音・振動等を伴う工事活動による一時的な生態系への影響の可能性がある。

【供与時】取水量および水質の変化に伴う下流域の生態系（特に、SS地区下流の**KBA/IBAに生息する貴重種**）への影響の可能性がある。

6-3. 社会環境

【工事前】灌漑施設の新設や改修に伴い、用地取得や住宅・店舗の移転、生計手段の喪失が生じる可能性がある。また、施設建設用地内に少数民族・先住民族の住居等がある場合には、住民移転が生じる可能性がある。
SS地区の施設建設用地内に**文化財**がある場合、損失・喪失等の影響を受ける可能性がある。

【工事中】工事ヤードや建設作業員の宿舍設営などのために民地を利用する場合、一時的な用地取得が生じる可能性がある。

【供与時】取水量の変化に伴い、上流・下流域の水資源利用可能量への影響の可能性がある。

7. 今後のスケジュール（暫定）

▼現在

作業内容	2025							2026									
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	雨期				乾期							雨期					
全体調査																	

案件概要説明

スコーピング段階

作業内容	2026		2027												2028				
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	雨期		乾期				雨期						乾期						
全体調査																			
	詳細調査・検討				DFRの提出 (事業コンポーネント確定)								審査実施見込み				LA締結見込み▶		
環境社会配慮 調査																			
										BRP承認 手続き				BRP承認見込み					
					第2回ステークホルダー協議														
助言委員会	WG 全体会合																		

DFR段階

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて

2026年6月8日

独立行政法人国際協力機構
審査部

本日の説明内容

1. 検討議題の整理～スケジュール
2. アンケート結果
3. 検討議題の確定
4. 運用見直しWGスケジュール
5. WG日程案(現段階における想定)

別紙1: 検討議題リスト

別紙2: 助言委員意見一覧

別紙3: アンケート結果(案件形成担当者)

別紙4: アンケート結果(実施機関)

検討議題の整理～スケジュール

【3月助言委員会全体会合】

- ・ 検討議題例共有・追加依頼
- ・ 検討議題の整理イメージ
- ・ 当面のスケジュール案



【4月助言委員会全体会合】 検討議題整理結果



【6月助言委員会全体会合】 アンケート結果 検討議題の確定 WGスケジュール・日程案



【7月助言委員会全体会合】 検討作業の進め方



8月～検討作業開始

日程	件名
7/3(金)	第180回全体会合（予定）
7/6(月)	WG（予定）
7/9(木)～	第9期助言委員スタート
7/10(金)	WG（予定）
7月 7/13(月)	WG（予定）
7/17(金)	WG（予定）
7/24(金)	WG（予定）
7/27(月)	WG（予定）
7/31(金)	WG（予定）
8/3(月)	第181回全体会合（予定）
8/7(金)	WG（予定）
8/10(月)	WG（予定）
8/14(金)	WG（予定）
8月 8/17(月)	WG（予定）
8/21(金)	WG（予定）
8/24(月)	GL運用見直し WG（予定）
8/28(金)	WG（予定）
8/31(月)	GL運用見直し WG（予定）

GL見直しWG
開催準備
(通常のWGは実施)

検討議題案～意見の分類

【意見収集先】

a. 助言委員	72件	(別紙2ご参照)
b. 案件形成担当者 (JICA内事業部、ローカルコン 含む協力準備調査コンサルタント)	52件	(別紙3ご参照)
c. 実施機関	75件	(別紙4ご参照)
計199件		

【分類結果】

分類	対応(別紙1)	a (前回)	b+c (今回)	計
既に検討課題案に含まれている内容	議題A, B, C, E, F, Jに追加	29	20	49
環境社会配慮／運用見直しに関係すると思われる内容	議題D, G, H, Iとして新規追加	9	0	9
運用見直しとは別に個別にご相談したい内容	議題案に含めない	34	107	141

検討議題の確定(10件)

期間	大項目		議題(小項目)
短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	A	代替案検討の目的と要件
		D	ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取
		E	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容
		F	GHG排出量の推計の方法
		G	再生可能エネルギーの影響
		H	気候変動に起因する災害への対策
	用語の解釈と適用	B	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件
		C	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件
中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	I	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮
		J	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否(プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用、事業開始後のJICAの参画等)

運用見直しWGスケジュール

2026/7/9～：第9期助言委員会開始

- GL見直しWG開催準備、WG参加メンバー日程調整
- JICA HPにて運用面見直し実施について公表
(オブザーバー参加可であることを改めて周知)

2026年8月～2027年1月：検討作業開始

- 毎月2回の運用見直しWG開催(予定)⇒最大11回
【イメージ】運用見直しWG2回＋通常WG1～2回＝WG3～4回/月

【運用見直しWG】

- ガイドラインの運用面の見直しに係るJICA案について議論
- 会合の公開実施及び情報公開については通常のWGと同様

【助言委員会全体会合】

- 運用見直しWGの議論の進捗・結果について報告を受領
- 必要に応じて助言

2027年2月～3月：検討結果のとりまとめ

- 運用見直し作業の結果報告

①FAQの更新、②主要な提言、③見直し結果の公表

WG日程案(現段階における想定)

	開催日		大項目	議題(小項目)
1)	8月24日	A	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件
2)	8月31日	B	用語の解釈と適用	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件
3)	9月①	C	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件
4)	9月②	D	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取
5)	10月①	E	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容
6)	10月②	F G	環境社会影響評価の方法 環境社会影響評価の方法	GHG排出量の推計の方法 再生可能エネルギーの影響
7)	11月①	H	環境社会影響評価の方法	気候変動に起因する災害への対策
8)	11月②	I	環境社会配慮の手続き	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮
9) 10)	12月① 12月②	J	環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否(プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用、事業開始後のJICAの参画等)
11)	1月①		(予備)	

※9月以降WG日程案については第9期助言委員会委員にメールにてご案内

WG	変更 後No.	期間	大項目	議題(小項目)	GL該当箇所	議論があった助言委員会/対象案件	議論のポイント	回答部署・回答者	ご意見・回答
I)	A	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件	II 2.2.7, 2.3, 2.4.4 III 3.1.2, 3.3.3, 3.3.4 別紙2 2.代替案の分析 FAQ	(代替案を検討すべきコンポーネント) 20220425.インドネシア国バティンパン港アクセス道路建設事業環境レビュー 20230303.セネガル国シダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20250307.バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト SC案 20250630.ケニア国オルカリV地熱発電開発事業環境レビュー (代替案検討の方法) 20220727.インド国バトナメロ建設事業SC案 20221111.バングラデシュ国ジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業SC案 20230130.フィリピン国ダルトンバス東代替道路DFR 20230428.フィリピン国ダバオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクトDFR 20230528.インドネシア国ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(フェーズⅠ)環境レビュー 20230612.バングラデシュ国ジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業DFR 20231027.ウガンダ国カルマ橋建設計画SC案 20240729.ブータン国水力発電開発事業DFR 20241025.ルワンダ国マサカ上水道整備事業SC案 20250110.マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業(中環状西部区間)SC案 20250210.バングラデシュ国チョットグラム・コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 20250404.セルビア国ビストリツァ揚水発電所建設事業SC案 20250616.インド国ベンガルール・メロ建設事業(フェーズ3)SC案	(代替案検討の目的) ・代替案検討の目的の再整理。 (代替案を検討すべきコンポーネント) ・目的に照らし、事業コンポーネント毎に代替案検討をすべき／しなくてもよいケースの判別、プロセス等については要件があるのか、有る場合はどのような要件を設けるべきか。 ・マスタープラン調査におけるSEAの代替案検討の方法、範囲について、どの様な要件を設けるべきか。 ・代替案検討については、事業サイトやルートについて、全体に係る代替案や一部のみで代替案が検討されるなど必ずしも個別事業間で統一されていない。(助言委員からの指摘) ・一部区間に限定したり、分割する場合にその理由付けが必要ではないか。(助言委員からの指摘) (代替案検討の方法) ・可能な限り定量化して評価する必要性を指摘されている(助言委員からの指摘)。 ・総合的な評価・判断を行う際に、重みづけの根拠を示す必要性指摘されている。(助言委員からの指摘) ・相手国政府の強い意向がある場合の評価項目の選定や重みづけへの配慮も必要。(助言委員からの指摘)		
I)	A							山岡委員	事業の最適案は環境社会配慮だけでなく、技術や経済性の視点も加えて総合的に判断される。本委員会の性格上、環境社会配慮の視点での最適案の選定、あるいは、環境社会配慮上、認められない代替案の判断は可能と考えられる。したがって、代替案検討に対する助言の境界は検討すべきと考える。
I)	A							阿部委員	案件対象国(地域)の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を越えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」(JICA環境社会配慮ガイドラインⅡ 2.6の3)されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか。特に、国(地域)の基準が「国際基準より緩い対象国(地域)」で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告(例:国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合)や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。
I)	A							二宮委員	代替案検討時に評価項目ごとに重み付けがされるが、その考え方や方法は案件ごとのも異なっており、議論の対象となるケースが多い。案件の特徴ごとに最適とおもわれる項目や手法を一定程度整理することができれば、より効果的、効率的な調査や助言につながるのではないかと。 「マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業」では評価手法や重みづけに関して実施機関の事業担当当局のみならず、環境社会配慮及びモニタリング担当当局も含めて検討された実績もあり、このような成果の振り返りや他の案件への応用の可能性は検討の価値があると思われる。
I)	A							東委員	代替案の検討は項目を細分化してマトリックス化(縦軸:A案、B案、C案・・・横軸:相手国の意向、緊急度、工期、価格、利益相反、環境負荷、生態系負荷、住民移転・・・等を現状より明確にして、客観的でわかりやすい代替案への端緒とする。例えば、某国の地下鉄駅の場所決定に見られた相手国政府高官の利益相反の点数化や価格の説得力に欠けていたと史料。
I)	A							林委員	代替案については、助言委員会でも多くの委員が関心を寄せるテーマである。代替案については、評価項目、評価手法、重み付けなどについて、適切な根拠に基づいた判断が行われることが重要である。偏った評価項目や重みづけなど恣意的な判断と思われる評価好ましくない。できるだけ定量的かつ、明確な根拠に基づく評価が望ましいが、一方で回避困難な他の要因が発生する場合もあり得る。また、これまでに、各種の事例において、代替案評価の試みが行われており、中には、チャレンジングな取り組みも行われている。これまでの事例を再整理し、評価項目選定、評価手法、重みづけ手法等に関する議論を深めていくことも有用である。
I)	A							石田委員	代替案検討においては、スコーピング段階と調査が進んだ段階とでは、利用できるデータの量や質が大きく異なることも少なくない想定されます。そのため、推奨案の選定を含め、各段階で適切な評価項目を柔軟に採用できるようにしておくことが有益であるように思われます。 また、環境・社会面の配慮が過度に強調されると、技術的・経済的側面を含む総合的な評価が十分に機能しなくなるおそれがあります。スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があります。現地データに基づく比較検討が可能となり、これまでの議論もより実質的な形で整理されやすくなるように感じています。
I)	A							錦澤委員	・ 代替案の検討について、「できる限り定量化して評価すること」の必要性が指摘されていて、これ自体に異論はありません。一方、「すべからく定量評価すべき」という考え方には必ずしも賛同できません。定量評価すべきものと、そうではないものの仕分けが必要といえます。 ・ ファクトとして提示できるものを定量データとして示すことは必要ですが、客観性が担保されない定量データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがあります。 ・ 具体的には、住民移転の世帯数、林地伐採や土地改変の面積を複数案ごとにデータとして示すことは比較考量する上で有効といえます。一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目、あるいは、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性評価を採用することが考えられます。(米国NEPAの代替案検討でも総合評価は定性評価にしていることが一般的と認識しています)
I)	A							鈴木(克)委員	代替案の検討が先に対象プロジェクトありきの建前になっていないか？各ステークホルダーの立つ位置によって、それぞれの視点、ニーズも違ってくるが、プロジェクトを行う本質的な意義を総合的に検討する。特に本助言委員会では、複数の代替案に対し本来の環境社会配慮の側面から提言を行うべきである。
I)	A					スコーピングの目的と検討方法(代替案の検討を含む)及びスコーピング段階における環境社会配慮助言委員会の役割		鈴木(克)委員	スコーピングは、JICAガイドラインによれば、検討すべき代替案と重要な、及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することとされています。代替案の検討は、本来工学的側面、経済的な側面等を含めた総合評価により行われるべきものと考えます。環境社会配慮助言委員会、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、環境、社会影響という観点から実施を容認できない代替案の特定や、環境、社会影響という観点からの代替案の優劣について助言することが求められていると考えます。従って、環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場であることをFAQ等で明確にすることが望ましいと考えます。 また、事前調査には多額の経費が必要とされる場合があります。そのため、現状では重大な環境社会影響が懸念される項目の特定が中心に行われていますが、より詳細に、事前調査が必要な項目、方法等についても特定し、助言することが望ましいと考えます。特に、大気汚染(や水質汚染)等、調査に多額の経費を必要とする項目については、具体的な測定手法や測定地点の配置、測定期間等についても必要に応じ助言し、その結果をTOR等に反映することが期待されます。
I)	A					特記仕様書の記載方法		奥村委員	すでに代替案に係る論点が挙げられていますが、これまでのWGにおいて、代替案の検討に関して、調査団(コンサルタント)において十分な検討がなされていないと見受けられるケースがありました。特記仕様書の段階で何らかの工夫をすることによって、こうしたことを回避できるのではないのでしょうか。 例えば、特記仕様書そのものないしは参考資料に、過去に助言委員会のWGで指摘があった例などを示すのも一案ではないかと史料します。 この点については、どのような記述や情報提供であるとしてより良い代替案の検討ができるのか、調査団にヒアリングやアンケートをしてみるのも一案だと思います。

WG	変更 後No.	期間	大項目	議題(小項目)	GL該当箇所	議論があった助言委員会/対象案件	議論のポイント	回答部署・回答者	ご意見・回答
1)	A							案件形成担当者	代替案比較において、相手国政府・実施機関の意向を勘案して検討していただきたい。
								案件形成担当者	-代替案検討の目的の明確化 -前提条件の明示化 -相手国の政策的嗜好や制度的制約など、実質的に変更が困難な条件については、評価項目とは別に前提条件として明示すること -評価と意思決定の関係の整理 -評価結果(総合評点等)と実際の意思決定との関係を明確に説明し、両者の役割を区別すること。 -評価手法の限界の明示 -評価項目、重み付け、スコアリング方法により結果が変動し得ることを前提とし、その前提および限界を記述すること。 -定量評価の位置付けの整理 -加重総和法等の定量的評価は補助的手法として位置付け、単一の最適解を導く手法として扱わないこと。
								案件形成担当者	・加重総和法は必須ではないことの明確化 ・案件特性に応じた柔軟な手法選択(定性評価、閾値判断等)の容認 ・不可逆の影響を単純に相殺しない評価原則の明示
								案件形成担当者	定量評価の必須化の見直し スコアリングは任意とし、合理的説明が可能な定性的比較も許容いただきたい
1)	A					事業内容が既に相手国政府との協議により決定している段階で、事業計画決定時には検討対象となっていなかった視点も含めた定量スコアリングによる比較評価が求められる(以前は定性的評価も許容されていた)		案件形成担当者	
1)	A					社会・環境影響の詳細な経済的定量化。JICAは対象国の法律では求められていない、より広範な経済的アプローチを義務付けている。対象国では環境影響評価(EIA)は影響を定性的に分析しており、社会経済的定量化が法的に義務付けられることはほとんどない。		実施機関	社会的影響、経済的影響を定量的に評価するための基準を示していただきたい。また、データが限られている場合に定性的な分析・評価(各国の社会経済評価手法や半定量的アプローチの容認)を容認いただきたい。
2)	B	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件		(不可分一体) 20221021.カンボジア国ブノンベン都洪水防御・排水改善事業 SC案 20230303.セネガル国ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20250616.インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)SC案 (累積的影響) 20230220.モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業 SC案 20230526.インドネシア国ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(フェーズⅠ)環境レビュー	・不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の詳細定義の確認、適用時に求められる対応策の整理。 ・2022年の改正後の助言委員会WGでも定義やその運用に関する質問やコメントが出ており、例示を求める指摘もあった。(助言委員からの指摘)		
2)	B							林委員	不可分一体事業や累積的影響については、どこまでを影響の範囲と考えるかによって、全体としての影響が大きく異なるため、重要な課題である。一方、案件毎の経緯、他のドナーとの関係など複雑な要因が含まれており、一概に明確な基準を設けることは難しい場合もあるが、累積的な影響への配慮は重要な点であり、累積の影響が疑われる場合の基準の考え方について議論を深めていく必要がある。
2)	B							衣笠委員	・アセス手続では、「①事業特性」と「②地域特性」からアセス対象選定(スクリーニング)、調査・予測・評価の方法を検討(スコーピング)しますが、「③影響特性」の観点は未だ知見が十分ではなく、制度化も十分とはいえません。この点は日本だけでなく国際的なアセスの議論においても発展途上にあるといえます。 ・特に累積的影響については、調査・予測・評価の方法論が確立していません。これまでのJICA案件でも、通常のアセスの予測・評価と同じやり方(ベースラインと事業による寄与分を考慮したインパクト評価)をもって累積的影響を評価したとみなすケースがありました。このため、定義を含めて方法論を整理しておくことが求められます。 ・また、不可逆的影響、長期的影響、ポジティブな影響の扱いについても中長期的にアセスにおいて考慮していく方向を視野に入れた上で、知見を収集することが望まれます。
2)	B						モニタリングの範囲	鎌田委員	すでに含まれているかもしれませんが、モニタリングの範囲にFAQ 22ページの「派生的・二次的な影響」を受ける範囲を含める必要があると思います。 また、「派生的・二次的な影響」として、生態系の連続性に起因する影響も重要であり、例えば、上流部でのダム等のインフラ建設の場合は、下流部の生物多様性への影響が常に指摘されますので、モニタリングの範囲を広めに設定する必要があると考えます。
3)	C	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件	別紙1、7.	(重要な生息地の定義) 20240419.モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業DFR (重要な生息地の評価方法) 20220425.インドネシア国バティンパン港アクセス道路建設事業環境レビュー 20220727.インド国バトナメトロ建設事業SC案 20230612.バングラデシュ国ジョイデプールーイシュルディ間鉄道複線化事業DFR 20231027.ウガンダ国カルマ橋建設計画SC案 20240419.モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業DFR 20241025.ルワンダ国マサカ上水道整備事業SC案 20250210.バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 (保護区での事業実施要件におけるステークホルダーとの合意の範囲) 20240729.ブータン国水力発電開発事業DFR (保護区と代替案検討) 20241223.インド国ムンバイメトロ11号線建設事業SC案 20250210.バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 (保護区の解釈) 20250210.バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 (保護区の定義) 20230303.セネガル国ンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト SC案 20240119.ブータン国水力発電開発事業SC案 (保護区内の既存の開発地域の活用と保護区外の未開発地の開発の比較) 20230130.フィリピン国ダルトンパス東代替道路DFR 20240119.ブータン国水力発電開発事業SC案 20250210.バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案	(保護区での例外的実施に係る運用) ・FAQにおいて、保護区で例外的に事業が実施される場合の条件として、実施可能な代替案がないことの確認を求めているが、IFCのPS6には保護区での実施要件としては求めておらず JICA GLとのかい離がある。 (保護区の範囲) ・開発や多目的利用が認められるバッファゾーン等を「自然保護のために特に指定された地域」に該当するとするのか。 ・保護区への観光促進のために、構造物の建設を支援する場合、保護区での事業実施要件を遵守することは求められるのか。 ・IBA/KBAであることをもって保護区に含めるのかどうか。 ・保護区指定前から居住地域の開発が進んできた地域の保護区内での社会サービス向上や環境汚染の改善を目的としたプロジェクトとJICA GLの要件遵守の妥当性。 (重要な生息地の定義) ・重要な生息地の定義、判断基準、具体例の例示。 ・重要な生息地の定義上の要件として、NT種を含めることの適否。		
3)	C							二宮委員	相手国によって保護されるべきと指定されている地域でも、開発行為が可能な場合があるなど、保護の度合いには国や案件ごとに違いがあるのが現状である。保護の指定がされていて、かつ開発が認められているケースの場合でも、対象によっては開発行為には慎重であるべきとの判断が必要な場合もある。このような場合の判断基準や必要な情報の不足によって適切な判断(助言)に至らない状況を避けるために、必要な情報の収集、分かりやすい情報提示の方法などを検討することが重要である。

WG	変更 後No.	期間	大項目	議題(小項目)	GL該当箇所	議論があった助言委員会/対象案件	議論のポイント	回答部署・回答者	ご意見・回答
3)	C							林委員	保護区内で実施される事業の取り扱いについては、助言委員会の中でも多くの委員が高い関心を寄せる重要な問題である。個々の事業の例外条件の適用基準の適切性、バッファゾーンやユースゾーンなどの国ごとの保護区の保全レベルの違いなどがあり、議論を複雑にしているが、今後も大きな問題の一つと位置付けられると考えられる。このため、過去の事例を整理しつつ、これらに対する考え方について、この段階で議論を深めておくことが重要であろう。
	C							石田委員	絶滅危惧種や希少種については、これまでも環境社会配慮の検討において丁寧に扱われてきましたが、一方で固有種への配慮についても、より十分に検討される場面が必要になるように感じています。固有種は地域レベルで重要な種であることに加え、脆弱性を伴う場合も多いことから、ケースによっては絶滅危惧種や希少種と同様の観点から検討を行うことが望ましい場面もあるのではないかと考えています。こうした視点については、チェックリストへの反映も一つの方法として考えられるように思います。
	C							鎌田委員	データ不足などでIUCNのRLで絶滅リスクの判定ができない生物種も多いことから、容易に入手できる場合は、国別のRLや法令等で定められている希少種・保護対象種等も重要な生息地の判断材料として活用できるとよいと考えます。
	C						FAQ P31の内容について 「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか？ 回答 (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。	二宮委員	左記文面で「実施可能な代替案が存在しないこと」の記載があるが、インフラ整備においては、時間とコストをかければ代替案がないということはないと思われる。「コストや時間等の条件を備えた合理的な範疇で代替案が存在しないこと」等の条件をつけた方が実情にあうのではないかと。
	C						FAQ 29ページ「(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUに該当する種にとって重要な生息地」	鎌田委員	全体会合やWGIにおいて、「重要な生息地に該当しない」という文書の記述に委員が疑問を呈する機会がたびたび見受けられるように、重要な生息地の考え方が曖昧かと思います。 FAQ 29ページ「(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUに該当する種にとって重要な生息地」に関連し、以前WG(バン格拉デシュ国チョットグラムコックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2))の事前質問への回答で「実際には農業や住居開発が行われているため、アジアゾウの主要な繁殖地や主要な餌場がバッファゾーンに限定されないと想定し、重要な生息地には当たらないと現時点では判断しております。」と回答がありましたが、広域分布の種の場合は、「その場所に限定されない」という判断の場合は、すべてが当てはまってくると思います。特に、CRやENの場合は、常時生息が確認されている場合は、「重要な生息地」とみなすなど、もう少し厳しめの判断があってもよいかと思います。
	C						生物多様性オフセットを容認する場合の条件の明確化	源氏田委員	国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード6(生物多様性の保全と生物資源の持続可能な管理)では、重要な生息地(critical habitat)で事業を実施する際には、ネットゲインが要求され、ミティゲーション・エラリキーを厳格に適用した上で、生物多様性オフセットを実施することが認められています。IFC等との協調融資では、生物多様性オフセットを実施するプロジェクトもあることから(2026年2月20日WGIロンドン・ハシミット国アカバール・アマンマン海水淡水化送水事業等)、JICAとしても、ビジネスと生物多様性オフセットプログラム(BBOP: Business and Biodiversity Offset Programme)の生物多様性オフセットに関するBBOPスタンダード(https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf)などを参考に、生物多様性オフセットを認める際の条件を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。特に、影響の回避・低減の軽視につながるようなミティゲーション・エラリキーの順守、ステークホルダーの参加、モニタリングと長期の成果の確保等は重要な要件になるのではないかと考えます。
3)	D							実施機関	当国は、開発業者や規制当局に対し、緩和策の優先順位付けにおける最終段階としてオフセットを設計・実施するための指針を提供することを目的として、生物多様性および社会面への影響に関する国家ガイドラインを策定した。これは、残留影響に対処し、生物多様性の純損失ゼロ、できれば純増を実現するための測定可能な保全成果を達成するためのものである。JICAは、極めて敏感な地域におけるプロジェクトにおいて、このステップを含めることを検討すべきである。
	C							実施機関	一部の保全地域や保護地域には、独自の緩衝地帯や回廊が設けられている。そうした特定された緩衝地帯や回廊についても考慮する必要がある。
	C						重要な生息地の判断に関する課題 IBA/KBA等の国際的指定地は重要な参照情報である一方、指定境界が必ずしも実際の高保全価値生態系と一致しない場合があり、形式的な境界依存により判断の一貫性を欠く可能性がある。 本件では、BirdLife Internationalが規定するIBA/KBAの境界内外が論点となったが、指定根拠である湿地と公開境界線との間に不整合が認められた。このため、「境界内か否か」ではなく、「指定根拠となる生態系・種への影響の有無」を基準とした実質的評価が必要となった。 また、当該地域は国際的には重要生息地として認識されている一方、受入国では保護区指定がなされておらず、制度間の位置付けの差異も実務上の論点となった。さらに、国際金融機関間でもIBA/KBAの取扱いに差異が見られる。	案件形成担当者	IBA/KBA等の国際的指定地の取扱いについて、以下の観点から判断基準を明確化することが望ましい。 ・指定境界と実際の生態系との乖離がある場合の扱い ・指定根拠(生態系・種・機能)の評価への反映方法 ・国際的評価と受入国制度の位置付けが異なる場合の考え方 これらについて、FAQでの整理が有効と考えられる。
	C						保護区域として、自然保護と文化遺産保護を同等に扱い、市街地にある文化保護区域についても原則回避するよう求められることについて、市街化区域における文化遺産保護区は、その対象地域(コアゾーン)を含む広域的な地域(バッファゾーン)を含むことが多いため、バッファゾーンまで開発制限対象とされると、コアゾーンまでの交通アクセス改善が難しくなる。	案件形成担当者	「実施可能な代替案が存在しないこと」の判断軸を明確化・類型化いただきたい。
	C							案件形成担当者	自然遺産保護と異なり、施工方法により対象地域への影響を回避できるため、開発制限の緩和を設けるべきと考えます。
	C								
4)	D	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議 社会的弱者からの意見聴取	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の社会的合意	20231027.ウガンダ国カルム橋建設計画SC案 20250210.バン格拉デシュ国チョットグラム・コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)SC案 20191021.ナイジェリア国送電線網強化事業SC案		阿部委員	環境面や社会面で影響を受けやすい社会的な弱者である女性が、案件のPAP、または非自発的移転の対象者に含まれる場合、より実質的に案件からの影響を回避・低減するため、以下の点が強く望まれる。案件対象地のジェンダー(ジェンダー構造)により、女性の中には意見を述べにくい人、意思決定プロセスへのアクセスが難しい人、無償のケアワークや自営業の手伝いに従事している人、先住民女性がいないことなどを配慮し、また交差性に配慮し、意見聴取は、女性という1つのグループとしてまとめて済ますのではなく、案件の社会的環境を配慮して対象候補者を選定し、意見聴取しやすい調査手法で実施すべきと考える。その場合、調査手法は、一般的に妥当なデザインと実施方法を採用し、対象とした女性の属性(学歴、職業、その他案件において重要と考えられる特性)を匿名性やプライバシーの配慮の上で、報告書に明記すべきと考ええる。「女性が〇名参加」「女性が雇用機会を望んでいる」という概略的な表現に留まる報告書が見られる。
	D						社会調査の方法	石田委員	社会的弱者からの声を適切に把握することや、ジェンダー配慮を行うことについては、どのように調査を設計し、現地の状況を的確に反映していくかという点が今後も重要であることに変わりはないと感じています。こうした観点を踏まえると、ベストプラクティスの共有や、調査デザインに関するリストの整備についても、検討の一案となるのではないかと考えられます。
	D						ステークホルダー協議の開催方法	案件形成担当者	JICA GLと相手国法制度にギャップがあるため、ステークホルダー協議の対面開催が難航している。対面開催以外の方法も許容いただきたい。
	D						JICAは、ステークホルダーの継続的な関与を得て、案件形成段階から継続的かつ参加型の協議を実施している。当国は、環境影響評価(EIA)作成後、必要に応じて公聴会実施が義務付けられており、対面会議は義務ではない。	実施機関	当国のステークホルダー協議手続きと整合させることを容認いただきたい(EIA作成後のSHM開催、対面以外の開催手段)。 また、既に実施された地域協議を認めていただきたい。
	D						脆弱なグループ向けのステークホルダーエンゲージメント	実施機関	脆弱なグループとのステークホルダー協議を実施する際の要件やコミュニケーション用テンプレートを提供してほしい。
	D						ガイドラインに記載はない事項であるが、近年カテゴリア案件で第1回目の助言が確定後に第1回現地ステークホルダー協議の開催とEIAやRAPの調査を実施する手順を踏む慣習となっている。このような手順を踏むことで調査全体期間が圧縮され、コンサルタント及び現地政府に負担がかかっている状況である。	案件形成担当者	柔軟なスケジュールを検討いただきたい。
5)	E	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容	III 3.2.2 別紙1、10.	20230130.フィリピン国ダルトンバス東代替道路DFR 20191021.ナイジェリア国送電線網強化事業SC案	・モニタリングフォームの妥当性、MDBsのモニタリングの考え方の違い。 ・審査時合意事項にかかる実施状況のモニタリングの必要性(PSR等) ・モニタリング計画では、モニタリングの項目・頻度・方法論を十分に記載、説明するという点につき助言委員会から指摘があった。(助言委員からの指摘)		
	E							石田委員	モニタリング能力の強化、特に生物モニタリングの方を演義していくことは、地域の生態系保全に直接的に寄与する重要な要素だと考えています。この点に関して、ベストプラクティスなどが共有されると有益ではないかと思われます。

WG	変更 後No.	期間	大項目	議題(小項目)	GL該当箇所	議論があった助言委員会/対象案件	議論のポイント	回答部署・回答者	ご意見・回答
5)	E						ベースラインの設定とモニタリング	山岡委員	ベースラインの設定で、事業開始前に当該国の基準を超えている環境項目が確認される場合がある。この場合のベースラインの設定は現状でよいのか、あるいは、当該事業者や政府に別途、調査や対策を要請すべきかなど判断が難しい。 当該国の環境基準が国際基準に比べて甘い場合に、それを管理基準値として認めるかどうかが明確ではない。例えば、インドのPM2.5 やPM10の基準はWHOなどの国際基準に比べてかなり甘い。 また、上記のような状況下で計画時に目標値を許容したら、モニタリングではそれを管理基準値として認めることでよいのか。
							環境モニタリングで採用する環境基準と IFCの基準やその他の国際的環境基準の「参照」	阿部委員	案件対象国(地域)の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を超えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」(JICA環境社会配慮ガイドラインⅡ 2.6の3)されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか。特に、国(地域)の基準が国際基準より緩い対象国(地域)で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告(例:国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合)や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。
							事前調査項目の評価方法	鈴木(克)委員	JICAガイドラインでは、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分けていることから、混乱を避けるため、事前調査時のモニタリングについては、モニタリングという表現を避け、事前調査という用語を用いることとします。 JICAガイドラインでは、環境社会配慮を「人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮すること」と定義しています。人間の健康への影響は最重要な配慮項目と言えます。汚染項目のうち、大気汚染については、人の健康という観点からWHOガイドラインが定められており、世界共通の基準になっています。人の健康への配慮という観点からは、相手国の環境の基準が緩い場合であっても、大気汚染についてはWHOガイドラインを遵守するよう働きかける必要があると考えます。その旨を、何らかの形で明確にすることを提案します。 また、最近のWHOの考え方では、騒音についても人の健康への影響という観点からの検討が進められています。今後の検討を踏まえつつ、騒音の基準についてもWHOガイドラインの遵守を働きかけることも必要になるのではないかと考えます。 道路における騒音の評価については、測定する地点の選定を含め、一般環境騒音の評価とは異なる評価方法であることが世界的な標準です。相手国に道路騒音・振動に関する基準がない場合であっても、世界的な標準の考え方に従った対応を求めることが必要と考えます。
							モニタリングのデータ設計(KPI・所在・アラート)と可視化基盤	衣笠委員	モニタリング計画に項目・頻度・方法論を記載しても、データが散在しレビューが形式化しがち。重要KPIの最小セット(環境・社会・安全・苦情等)、データ所在／責任者、更新頻度、遡脱時のアラートと是正プロセス、合意事項トラッキングを「データ設計」として整理し、DB／ダッシュボード等の可視化も含めた運用基盤整備を推奨・例示したい。
							公開情報の信頼性確保:第三者レビュー／保証の適用範囲整理	衣笠委員	助言委員会資料の公開やモニタリング結果の要約は社会的な説明責任に直結する一方、情報の信頼性の示し方は案件により差がある。重大影響の根拠データ、主要KPI、是正計画の進捗等について、独立レビュー／第三者保証(検証・限定的保証等)の活用が有効な情報範囲と、適用すべき案件類型(高リスク・高関心案件等)をリスクベースで整理し、透明性と信頼性を底上げしたい。
							モニタリング結果の公表率の向上	二宮委員	モニタリングの結果については、JICAによる働きかけや相手国の理解によって多くの案件で公表されて来ているものの、未公表のケースが散見されるのも現状である。特に環境配慮については公表されていても社会配慮について未公表のケース、バングラデシュなど特定の国において公表が進んでいない実態があり、公表率向上のための取り組みが求められる。公表が実現できていない理由、考えられる要因、逆に積極的に公表されている国やケースとその要因などをまとめ、環境社会配慮の内容や手続きによってその後のモニタリング結果の公表につながりやすい要素がないか検討することが重要ではないか。
							モニタリングの期間	鎌田委員	FAQのP20に「セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリングの確認は一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるよう配慮しています。」とあるが、終了の目安となる条件を示せるようにと考えます(例えば、結果に大きな変動がない期間が5年以上続き、現地をよく知る専門家が終了可能と判断した場合など)。 また、案件のタイプや規模ごとに、平均してどの程度の期間のモニタリングが行われているかの情報が示せると役に立つかと思います。
							事後モニタリングの充実化、順応的管理の導入検討	錦澤委員	・ JICA案件において再エネ事業は件数が少なく今後どれだけ増えるかわかりませんが、比較的新しい技術や設備を導入する場合、あるいは気象災害など想定外の事象が起きる昨今の状況を踏まえると、予測の不確実性が高い中で予測・評価が求められる案件が増えていくことが予想されます。このような状況に対応するにあたっては、これまでの未然防止の考え方だけでなく、事後段階の役割がますます重要になるといえます。 ・ この観点から、事後モニタリングをさらに充実化していくことが望まれます。また、保全措置の効果や予測・評価の不確実性が高い場合、順応的な管理の考え方が注目されています。これらの知見について収集し、仕組みとして導入していくことを検討することが望まれます。
								実施機関	効果的なモニタリングの要件を示していただきたい。
								実施機関	JICAガイドラインには、外部モニタリングに関する具体的な要件は存在せず、また、取用法においても、第三者によるモニタリングや評価は義務付けられていない。
6)	F	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	GHG排出量の推計の方法	別紙1、6.	20220727_インド国バトナメトロ建設事業SC案 20231027_ウガンダ国カルム橋建設計画SC案	・GHG排出量推計の詳細内容、範囲の確認。 ・2022年改正時には、スコープ1のみをGHG排出量の推計、公開対象としたが、助言委員会WGではサプライチェーンでの間接排出の評価を求めるコメントや、GHG排出量が小さい事業でも評価を求めるコメントがあった。(助言委員会からの指摘)		
6)	F							実施機関	温室効果ガス排出量の閾値は、プロジェクトの 카테고리ごとに把握または提示される必要があり、初期調査や計画に組み込まれるようにすべきである。
6)	G	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギーの影響				源氏田委員	世界的にカーボンニュートラルが志向される中、JICAの事業でも再生可能エネルギー事業が増加する可能性があります。現在の環境チェックリストでは、カバーしきれていない課題もあります。例えば、メガソーラーについては、斜面の大規模な切土・盛土がなされた場合は土砂災害や洪水などの災害リスク、反射光による影響、使用済みソーラーパネルのリサイクルなどの課題がありますが、これらは現行の環境チェックリストでは対象となっていません。こうした課題も盛り込むよう、環境チェックリストの見直しを提案いたします。
6)	G							貝増委員	源氏田委員のコメントに便乗してしまうのですが、私も再生可能エネルギー特に大規模なものは追加が必要かと考えます。ラオスでの大型風力(民間投融資)などこれまで委員会に上がった案件の例もあります。
7)	H	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	気候変動に起因する災害への対策				鈴木(克)委員	近年、地震や地球温暖化に起因する洪水や土砂崩れ等の災害が頻発しています。しかし、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には災害対策は明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、災害対策に関する評価を項目として追加することが望ましいと考えます。
7)	H						気候変動による影響	石田委員	気候変動の影響が珍しいものではなくなってきた現在、すべての案件に当てはまるわけではないものの、操業中の事故・安全対策や、供用後のインフラに対する自然災害・気候変動の影響を見据えた検討を、必要に応じて明示的に行っていくことが望ましいように思われます。こうした視点をチェックリストに適切に取り入れておくことで、プロジェクトの安全性や持続性の確保に寄与する可能性があると感じています。
7)	H							実施機関	送電インフラの気候変動に対するレジリエンスを評価する手法(特に洪水リスク)を示していただきたい。
8)	I	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮			生物多様性、生態系保全	石田委員	近年、NbS(Nature-based Solutions)、30×30、BBNJ協定(国家管轄権を超える海域における生物多様性保全)など、生態系・生物多様性に関する多様な国際スキームが急速に創出されています。生態系および生物多様性の重要性が広く認識されるようになったことで、今後も政府間の取り決めや国際的枠組みが継続的に生み出され、関係するステークホルダーもさらに拡大していくことが想定されます。 そのため、プロジェクト形成(プランニング)段階において、必要に応じてこうした国際的な動向を踏まえた検討が行えるよう、環境社会配慮の実務としても一定の備えを進めておくことが有益ではないかと考えます。 新たなスキームの趣旨や方向性を把握し、プロジェクト初期(プロジェクトプランニング段階を含む)の論点整理に適切に反映できる体制を整えておくことが、今後の運用改善に寄与するものと考えます。

WG	変更 後No.	期間	大項目	議題(小項目)	GL該当箇所	議論があった助言委員会/対象案件	議論のポイント	回答部署・回答者	ご意見・回答
8)	J						JICA環境社会配慮ガイドラインとネイチャーポジティブ	源氏田委員	JICAの環境社会配慮ガイドライン改定後、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議で、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までの目標として、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させる)を実現することが掲げられました。ネイチャーポジティブは、気候変動分野のカーボンニュートラルと同様、我が国、そして国際社会が目指す目標ですので、JICAの環境社会配慮ガイドラインの改定の際には、盛り込んでいただければと思います。
8)	J							林委員	昨今、生物多様性アクションプランなどに積極的に取り組む事例が増えているが、今一度ミティゲーションヒエラルキーの位置づけを再確認し、回避、最小化などに力点を置くことが重要であろう。
9)	J	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融资案件に適したガイドライン規定導入の適否(プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用、事業開始後のJICAの参画等)		20250512.ベトナム「バックアイ揚水発電事業」(海外投融资)案件概要説明 20260220.ヨルダン・ハシェミット国アカバー・アンマン海水淡水化送水事業環境レビュー	・公共事業を前提にした現行のガイドラインには、民間事業の環境社会配慮手続きが実務と適合しないことがある(フレームワーク対応、融資決定後にJICAの参加が決定した場合等)。 ・フレームワークでの対応はMDBsでは確立された手続き。MDBsと同様にプロジェクトローンでも適用しうるか検討が必要。 ・環境レビューにおける、詳細な内容が確定していないフレームワークの取扱いについて検討が必要。		
9)	J							案件形成担当者	プロジェクト形成の準備段階において用地取得や住民移転の規模が確定されない場合は、WB ESS5およびIFC PS5の要件同様にフレームワーク対応を認めていただきたい。
9)	J						既に事業が開始されている案件に対してJICAが後から支援を検討するケースについてガイドラインで明記されておらず、案件形成の実態や他ドナーのポリシーと整合していない。	案件形成担当者	世銀・IFC及び他ドナーのポリシーとも整合する形で、ガイドラインもしくは運用上の整理を検討いただきたい。

No.	委員	期間	大項目	小項目	GL該当箇所	議論があった 助言委員会	ご意見	選定の分類
1	奥村委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	特記仕様書の記載方法			すでに代替案に係る論点が挙げられていますが、これまでのWGIにおいて、代替案の検討に関して、調査団(コンサルタント)において十分な検討がなされていないと見受けられるケースがありました。特記仕様書の段階で何らかの工夫をすることによって、こうしたことを回避できるのではないのでしょうか。 例えば、特記仕様書そのものないしは参考資料に、過去に助言委員会のWGで指摘があった例などを示すのも一案ではないかと思料します。 この点については、どのような記述や情報提供であるとより良い代替案の検討ができるのか、調査団にヒアリングやアンケートをしてみるのも一案だと思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
2	山岡委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案の最適化方法			事業の最適案は環境社会配慮だけでなく、技術や経済性の視点も加えて総合的に判断される。本委員会の性格上、環境社会配慮の視点での最適案の選定、あるいは、環境社会配慮上、認められない代替案の判断は可能と考えられる。したがって、代替案検討に対する助言の限界は検討すべきと考ええる。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
3	阿部委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件		マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業(中環状西部区間)SC案	住民移転を伴う案件の代替案検討の項目選定や重みづけに、相手国政府や実施機関の意向が反映されている場合は、特に住民移転の重みづけについての十分な説明が必要ではないか。①報告書の記述のみでは、項目選定や重みづけの妥当性の確認が、定量的にも定性的にも難しい案件がある。②代替案検討においては、実施側の視点からの経済的コストや行政面での非金銭的コストの反映は大きいが、移転する住民側の視点からの各種コストの反映は、あまり十分とは言えないことがある。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
4	鈴木(克)委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	スコーピングの目的と検討方法(代替案の検討を含む)及びスコーピング段階における環境社会配慮助言委員会の役割			スコーピングは、JICAガイドラインによれば、検討すべき代替案と重要な、及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することとされています。 代替案の検討は、本来工学的側面、経済的な側面等を含めた総合評価により行われるべきものと考えます。環境社会配慮助言委員会は、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、環境、社会影響という観点から実施を容認できない代替案の特定や、環境、社会影響という観点からの代替案の優劣について助言することが求められていると考えます。従って、環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場であることをFAQ等で明確にすることが望ましいと考えます。 また、事前調査には多額の経費が必要とされる場合があります。そのため、現状では重大な環境社会影響が懸念される項目の特定が中心に行われていますが、より詳細に、事前調査が必要な項目、方法等についても特定し、助言することが望ましいと考えます。特に、大気汚染(や水質汚染)等、調査に多額の経費を必要とする項目については、具体的な測定手法や測定地点の配置、測定期間等についても必要に応じ助言し、その結果をTOR等に反映することが期待されます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
5	二宮委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と方法		マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業	代替案検討時に評価項目ごとに重み付けがされるが、その考え方や方法は案件ごとの異なっており、議論の対象となるケースが多い。案件の特徴ごとに最適とおもわれる項目や手法を一定程度整理することができれば、より効果的、効率的な調査や助言につながるのではないか。「マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業」では評価手法や重みづけに関して実施機関の事業担当部局のみならず、環境社会配慮及びモニタリング担当部局も含めて検討された実績もあり、このような成果の振り返りや他の案件への応用の可能性は検討の価値があると思われる。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
6	東委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件			代替案の検討は項目を細分化してマトリックス化(縦軸:A案、B案、C案・・・横軸:相手国の意向、緊急度、工期、価格、利益相反、環境負荷、生態系負荷、住民移転・・・等を現状より明確にして、客観的でわかりやすい代替案への端緒とする。例えば、某国の地下鉄駅の場所決定に見られた相手国政府高官の利益相反の点数化や価格の説得力に欠けていたと思料。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
7	林委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案			代替案については、助言委員会でも多くの委員が関心を寄せるテーマである。代替案については、評価項目、評価手法、重み付けなどについて、適切な根拠に基づいた判断が行われることが重要である。偏った評価項目や重みづけなど恣意的な判断と思われる評価好ましくない。できるだけ定量的かつ、明確な根拠に基づく評価が望ましいが、一方で回避困難な他の要因が発生する場合もあり得る。また、これまでにも、各種の事例において、代替案評価の試みが行われており、中には、チャレンジングな取り組みも行われている。これまでの事例を再整理し、評価項目選定、評価手法、重みづけ手法等に関する議論を深めていくことも有用である。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
8	石田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案の検討			代替案検討においては、スコーピング段階と調査が進んだ段階とでは、利用できるデータの量や質が大きく異なることも少なくない想定されます。そのため、推奨案の選定を含め、各段階で適切な評価項目を柔軟に採用できるようにしておくことが有益であるように思われます。 また、環境・社会面の配慮が過度に強調されると、技術的・経済的側面を含む総合的な評価が十分に機能しなくなるおそれがあります。スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があります。現地データに基づく比較検討が可能となり、これまでの議論もより実質的な形で整理されやすくなるように感じています。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
9	錦澤委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の方法			・ 代替案の検討について、「できる限り定量化して評価すること」の必要性が指摘されていて、これ自体に異論はありません。一方、「すべからく定量評価すべき」という考え方には必ずしも賛同できません。定量評価すべきものと、そうではないものの仕分けが必要といえます。 ・ ファクトとして提示できるものを定量データとして示すことは必要ですが、客観性が担保されない定量データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがあります。 ・ 具体的には、住民移転の世帯数、林地伐採や土地改変の面積を複数案ごとにデータとして示すことは比較考量する上で有効といえます。一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目、あるいは、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性評価を採用することが考えられます。(米国NEPAの代替案検討でも総合評価は定性評価にしていることが一般的と認識しています)	1. 既に検討課題案に含まれている内容
10	重田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と方法			代替案の検討が先に対象プロジェクトありきの連前になっていないか?各ステークホルダーの立つ位置によって、それぞれの視点、ニーズも違ってくるが、プロジェクトを行う本質的な意義を総合的に検討する。特に本助言委員会では、複数の代替案に対し本来の環境社会配慮の側面から提言を行うべきである。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
11	林委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	不可分一体事業、累積的影響			不可分一体事業や累積的影響については、どこまでを影響の範囲と考えるかによって、全体としての影響が大きく異なるため、重要な課題である。一方、案件毎の経緯、他のドナーとの関係など複雑な要因が含まれており、一概に明確な基準を設けることは難しい場合もあるが、累積的な影響への配慮は重要な点であり、累積的影響が疑われる場合の基準の考え方について議論を深めていく必要がある。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
12	鎌田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	モニタリングの範囲			すでに含まれているかもしれませんが、モニタリングの範囲に FAQ 22ページの「派生的・二次的な影響」を受ける範囲を含める必要があると思います。 また、「派生的・二次的な影響」として、生態系の連続性に起因する影響も重要であり、例えば、上流部でのダム等のインフラ建設の場合は、下流部の生物多様性への影響が常に指摘されますので、モニタリングの範囲を広めに設定する必要があると考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容

13	錦澤委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	累積的影響の考え方			・ アセス手続では、「①事業特性」と「②地域特性」からアセス対象選定(スクリーニング)、調査・予測・評価の方法を検討(スコーピング)しますが、「③影響特性」の観点はまだ知見が十分ではなく、制度化も十分とはいえません。この点は日本だけでなく国際的なアセスの議論においても発展途上にあるといえます。 ・ 特に累積的影響については、調査・予測・評価の方法論が確立していません。これまでのJICA案件でも、通常のアセスの予測・評価と同じやり方(ベースラインと事業による寄与分を考慮したインパクト評価)をもって累積的影響を評価したとみなすケースがありました。このため、定義を含めて方法論を整理しておくことが求められます。 ・ また、不可逆的影響、長期的影響、ポジティブな影響の扱いについても中長期的にアセスにおいて考慮していく方向を視野に入れた上で、知見を収集することが望まれます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
14	源氏田委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	生物多様性オフセットを容認する場合の条件の明確化		20260220.ヨルダン・ハシェミット国アカバーアンマン海水淡水化送水事業環境レビュー	国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダード6(生物多様性の保全と生物資源の持続可能な管理)では、重要な生息地(critical habitat)で事業を実施する際には、ネットゲインが要求され、ミティゲーションヒエラルキーを厳格に適用した上で、生物多様性オフセットを実施することが認められています。IFC等との協調融資では、生物多様性オフセットを実施するプロジェクトもあることから(2026年2月20日WGヨルダン・ハシェミット国アカバーアンマン海水淡水化送水事業等)、JICAとしても、ビジネスと生物多様性オフセットプログラム(BBOP: Business and Biodiversity Offset Programme)の生物多様性オフセットに関するBBOPスタンダード(https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/BBOP_Standard_on_Biodiversity_Offsets_1_Feb_2013.pdf)などを参考に、生物多様性オフセットを認める際の条件を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。特に、影響の回避・低減の軽視につながる事が無いようミティゲーションヒエラルキーの順守、ステークホルダーの参加、モニタリングと長期の成果の確保等は重要な要件になるのではないかと思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
15	二宮委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	「重要な自然生息地」、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における開発行為の是非の検討			相手国によって保護されるべきと指定されている地域でも、開発行為が可能な場合があるなど、保護の度合いには国や案件ごとに違いがあるのが現状である。保護の指定がされていて、かつ開発が認められているケースの場合でも、対象によっては開発行為には慎重であるべきとの判断が必要な場合もある。このような場合の判断基準や必要な情報の不足によって適切な判断(助言)に至らない状況を避けるために、必要な情報の収集、分かりやすい情報提示の方法などを検討することが重要である。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
16	二宮委員	短期的 (運用見直し)	環境社会配慮の手続き	FAQ P31の内容について 「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか? 回答 (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。			左記文章で「実施可能な代替案が存在しないこと」との記載があるが、インフラ整備においては、時間とコストをかければ代替案がないということはないと思われる。「コストや時間等の条件を鑑みた合理的な範疇で代替案が存在しないこと」等の条件をつけた方が実情にあうのではないか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
17	林委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	保護区内で実施される事業			保護区内で実施される事業の取り扱いについては、助言委員会の中でも多くの委員が高い関心を寄せる重要な問題である。個々の事業の例外条件の適用基準の適切性、バッファゾーンやユースゾーンなどの国ごとの保護区の保全レベルの違いなどがあり、議論を複雑にしているが、今後も大きな問題の一つと位置付けられると考えられる。このため、過去の事例を整理しつつ、これらに対する考え方について、この段階で議論を深めておくことが重要であろう。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
18	石田委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	生息地、生息域に関連して			絶滅危惧種や希少種については、これまでも環境社会配慮の検討において丁寧に扱われてきましたが、一方で固有種への配慮についても、より十分に検討される場面が必要になることがあるように感じています。固有種は地域レベルで重要な種であることに加え、脆弱性を伴う場合も多いことから、ケースによっては絶滅危惧種や希少種と同様の観点から検討を行うことが望ましい場面もあるのではないかと考えています。こうした視点については、チェックリストへの反映も一つの方法として考えられるように思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
19	鎌田委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	重要な生息地			全体会合やWGにおいて、「重要な生息地に該当しない」という文書の記述に委員が疑問を呈する機会がたびたび見受けられるように、重要な生息地の考え方が曖昧かと思います。 FAQ 29ページ「(1) IUCNのレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されているCR、EN、VUIに該当する種にとって重要な生息地」に関連し、以前WG(バングラデシュ国チョットグラムコックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2))の事前質問への回答で「実際には農業や住居開発が行われているため、アジアゾウの主要な繁殖地や主要な餌場がバッファゾーンに限定されないと想定し、重要な生息地には当たらないと現時点では判断しております。」と回答がありましたが、広域分布の種の場合は、「その場所に限定されない」という判断の場合は、すべてが当てはまってくると思います。特に、CRやENの場合は、常時生息が確認されている場合は、「重要な生息地」とみなすなど、もう少し厳しめの判断があってもよいかと思います	1. 既に検討課題案に含まれている内容
20	鎌田委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	重要な生息地			データ不足などでIUCNのRLで絶滅リスクの判定ができない生物種も多いことから、容易に入手できる場合は、国別のRLや法令等で定められている希少種・保護対象種等も重要な生息地の判断材料として活用できるとよいと考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
21	二宮委員	短期的 (運用見直し)	環境社会配慮の手続き	モニタリング結果の公表率の向上			モニタリングの結果については、JICAによる働きかけや相手国の理解によって多くの案件で公表されて来ているものの、未公表のケースが散見されるのも現状である。特に環境配慮については公表されていても社会配慮について未公表のケース、バングラデシュなど特定の国において公表が進んでいない実態があり、公表率向上のため取り組みが求められる。公表が実現できていない理由、考えられる要因、逆に積極的に公表されている国やケースとその要因などをまとめ、環境社会配慮の内容や手続きによってその後のモニタリング結果の公表につながりやすい要素がないか検討することが重要ではないか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
22	鎌田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	モニタリングの期間			FAQのP20に「セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリングの確認は一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるよう配慮しています。」とあるが、終了の目安となる条件を示せるとよいと考えます(例えば、結果に大きな変動がない期間が5年以上続き、現地をよく知る専門家が終了可能と判断した場合など)。また、案件のタイプや規模ごとに、平均してどの程度の期間のモニタリングが行われているかの情報が示せると役に立つかと思います。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
23	衣笠委員	短期的 (運用見直し)	その他	公開情報の信頼性確保:第三者レビュー／保証の適用範囲整理			助言委員会資料の公開やモニタリング結果の要約は社会的な説明責任に直結する一方、情報の信頼性の示し方は案件により差がある。重大影響の根拠データ、主要KPI、是正計画の進捗等について、独立レビュー／第三者保証(検証・限定的保証等)の活用が有効な情報範囲と、適用すべき案件類型(高リスク・高関心案件等)をリスクベースで整理し、透明性と信頼性を底上げしたい。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
24	石田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	モニタリング			モニタリング能力の強化、特に生物モニタリングの力を涵養していくことは、地域の生態系保全に直接的に寄与する重要な要素だと考えています。この点に関して、ベストプラクティスなどが共有されると有益ではないかと思われます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容

25	衣笠委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	モニタリングのデータ設計(KPI・所在・アラート)と可視化基盤			モニタリング計画に項目・頻度・方法論を記載しても、データが散在しレビューが形式化しがち。重要KPIの最小セット(環境・社会・安全・苦情等)、データ所在／責任者、更新頻度、逸脱時のアラートと真正プロセス、合意事項トラッキングを「データ設計」として整理し、DB／ダッシュボード等の可視化も含めた運用基盤整備を推奨・例示したい。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
26	錦澤委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	事後モニタリングの充実化、順応的管理の導入検討			・ JICA案件において再エネ事業は件数が少なく今後どれだけ増えるかわかりませんが、比較的新しい技術や設備を導入する場合、あるいは気象災害など想定外の事象が起きる昨今の状況を踏まえると、予測の不確実性が高い中で予測・評価が求められる案件が増えていくことが予想されます。このような状況に対応するにあたっては、これまでの未然防止の考え方だけでなく、事後段階の役割がますます重要になるといえます。 ・ この観点から、事後モニタリングをさらに充実化していくことが望まれます。また、保全措置の効果や予測・評価の不確実性が高い場合、順応的な管理の考え方が注目されています。これらの知見について収集し、仕組みとして導入していくことを検討することが望まれます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
27	山岡委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	ベースラインの設定とモニタリング			ベースラインの設定で、事業開始前に当該国の基準を超えている環境項目が確認される場合がある。この場合のベースラインの設定は現状でよいのか、あるいは、当該事業者や政府に別途、調査や対策を要請すべきかなど判断が難しい。 当該国の環境基準が国際基準に比べて甘い場合に、それを管理基準値として認めるかどうかが明確ではない。例えば、インドのPM2.5 やPM10の基準はWHOなどの国際基準に比べてかなり甘い。 また、上記のような状況下で計画時に目標値を許容したら、モニタリングではそれを管理基準値として認めることでよいか。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
28	阿部委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	環境モニタリングで採用する環境基準と IFC の基準やその他の国際的環境基準の「参照」	Ⅱ 2.6の3		案件対象国(地域)の環境基準が、IFCの基準やその他の国際的に認知された基準や先進国の基準よりも緩く、案件が道路建設等で、供与後に環境を汚染する可能性があるが、工事前に建設場所を中心に汚染レベルがすでに上記の基準を超えている場合がある。このような場合に、案件の環境モニタリング計画において上記のIFC等の基準は、どのように「参照」(JICA環境社会配慮ガイドラインⅡ 2.6の3)されているのかどうか、また、参照されていない背景や理由が、環境モニタリング計画に記述されるべきではないか。特に、国(地域)の基準が国際基準より緩い対象国(地域)で、大気汚染やそれによる健康被害が深刻という報告(例:国連機関による子どもや成人の呼吸器系疾患の件数や割合)や、新聞報道等による社会的な認識がある場合は、上記の「参照」が強く望まれ、参照の状況や、その背景と理由が報告書に記述されるべきである。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
29	鈴木(克)委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	事前調査項目の評価方法			JICAガイドラインでは、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分けていることから、混乱を避けるため、事前調査時のモニタリングについては、モニタリングという表現を避け、事前調査という用語を用いることとします。 JICAガイドラインでは、環境社会配慮を「人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮すること」と定義しています。人間の健康への影響は最重要な配慮項目と言えます。汚染項目のうち、大気汚染については、人の健康という観点からWHOガイドラインが定められており、世界共通の基準になっています。人の健康への配慮という観点からは、相手国の環境の基準が緩い場合であっても、大気汚染についてはWHOガイドラインを遵守するよう働きかける必要があると考えます。その旨を、何らかの形で明確にすることを提案します。 また、最近のWHOの考え方では、騒音についても人の健康への影響という観点からの検討が進められています。今後の検討を踏まえつつ、騒音の基準についてもWHOガイドラインの遵守を働きかけることも必要になるのではないかと考えます。 道路における騒音の評価については、測定する地点の選定を含め、一般環境騒音の評価とは異なる評価方法であることが世界的な標準です。相手国に道路騒音・振動に関する基準がない場合であっても、世界的な標準の考え方に従った対応を求めることが必要と考えます。	1. 既に検討課題案に含まれている内容
30	阿部委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	社会的弱者からの意見聴取	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の社会的合意		環境面や社会面で影響を受けやすい社会的な弱者である女性が、案件のPAP、または非自発的移転の対象者に含まれる場合、より実質的に案件からの影響を回避・低減するため、以下の点が強く望まれる。案件対象地のジェンダー(ジェンダー構造)により、女性の中には意見を述べにくい人、意思決定プロセスへのアクセスが難しい人、無償のケアワークや自営業の手伝いに従事している人、先住民女性がいることなどを配慮し、また交差性に配慮し、意見聴取は、女性という1つのグループとしてまとめて済ますのではなく、案件の社会的環境を配慮して対象候補者を選定し、意見聴取しやすい調査手法で実施すべきと考える。その場合、調査手法は、一般的に妥当なデザインと実施方法を採用し、対象とした女性の属性(学歴、職業、その他案件において重要と考えられる特性)を匿名性やプライバシーの配慮の上で、報告書に明記すべきと考える。「女性が〇名参加」「女性が雇用機会を望んでいる」という概略的な表現に留まる報告書が見られる。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
31	石田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	社会調査の方法			社会的弱者からの声を適切に把握することや、ジェンダー配慮を行うことについては、どのように調査を設計し、現地の状況を的確に反映していくかという点が今後も重要であることに変わりはないと感じています。こうした観点を踏まえると、ベストプラクティスの共有や、調査デザインに関するリストの整備についても、検討の一案となるのではないかと思います。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
32	源氏田委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	再生可能エネルギー事業に関する環境チェックリストの見直し			世界的にカーボンニュートラルが志向される中、JICAの事業でも再生可能エネルギー事業が増加する可能性があります。現在の環境チェックリストでは、カバーしきれていない課題もあります。例えば、メガソーラーについては、斜面の大規模な切土・盛土がなされた場合は土砂災害や洪水などの災害リスク、反射光による影響、使用済みソーラーパネルのリサイクルなどの課題がありますが、これらは現行の環境チェックリストでは対象になっていません。こうした課題も盛り込むよう、環境チェックリストの見直しを提案いたします。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
33	貝増委員	短期的 (運用見直し)	環境社会配慮の手続き	再生可能エネルギー			源氏田委員のコメントに便乗してしまうのですが、私も再生可能エネルギー特に大規模なものは追加が必要かと考えます。ラオスでの大型風力(民間投資)などこれまで委員会に上がった案件の例もあります。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
34	鈴木(克)委員	短期的 (運用見直し)	環境社会影響評価の方法	災害対策の明記			近年、地震や地球温暖化に起因する洪水や土砂崩れ等の災害が頻発しています。しかし、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には災害対策は明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、災害対策に関する評価を項目として追加することが望ましいと考えます。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
35	石田委員	短期的 (運用見直し)	用語の解釈と適用	気候変動による影響			気候変動の影響が珍しいものではなくなってきた現在、すべての案件に当てはまるわけではないものの、操業中の事故・安全対策や、供用後のインフラに対する自然災害・気候変動の影響を見据えた検討を、必要に応じて明示的に行っていくことが望ましいように思われます。こうした視点をチェックリストに適切に取り入れておくことで、プロジェクトの安全性や持続性の確保に寄与する可能性があると感じています。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
36	林委員	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会影響評価の方法	ミティゲーション			昨今、生物多様性アクションプランなどに積極的に取り組む事例が増えているが、今一度ミティゲーションヒエラルキーの位置づけを再確認し、回避、最小化などに力点を置くことが重要であろう。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
37	石田委員	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	環境社会影響評価の方法	生物多様性、生態系保全			近年、NbS(Nature-based Solutions)、30×30、BBNJ協定(国家管轄権を超える海域における生物多様性保全)など、生態系・生物多様性に関する多様な国際スキームが急速に創出されています。生態系および生物多様性の重要性が広く認識されるようになったことで、今後も政府間の取り決めや国際的枠組みが継続的に生み出され、関係するステークホルダーもさらに拡大していくことが想定されます。 そのため、プロジェクト形成(プランニング)段階において、必要に応じてこうした国際的な動向を踏まえた検討が行えるよう、環境社会配慮の実務としても一定の備えを進めておくことが有益ではないかと考えます。新たなスキームの趣旨や方向性を把握し、プロジェクト初期(プロジェクトプランニング段階を含む)の論点整理に適切に反映できる体制を整えておくことが、今後の運用改善に寄与するものと考えます。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容

38	源氏田委員	中長期的 (2032年改正に向けた議論)	その他	JICA環境社会配慮ガイドラインとネイチャーポジティブ			JICAの環境社会配慮ガイドライン改定後、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議で、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までの目標として、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させる)を実現することが掲げられました。ネイチャーポジティブは、気候変動分野のカーボンニュートラルと同様、我が国、そして国際社会が目指す目標ですので、JICAの環境社会配慮ガイドラインの改定の際には、盛り込んでいただければと思います。	2. 環境社会配慮／運用見直しに 関係する内容
39	重田委員		環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否			民間連携事業・海外投融資案件に関して、民間企業や当該国や日本政府以外の国が対象プロジェクトに係る可能性がある。その場合、それぞれのドナーの立場のガイドラインとのギャップを慎重に比較検討する必要がある。当該国のEIAとJICAGLの場合にもギャップがあることが多いが、ガイドライン基準が甘い国や企業が本プロジェクトに参入してきた場合JICAGLとのギャップや整合性をどのように補正して正しい方向に導いていくのかを確認する。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
40	鈴木(克)委員		環境社会配慮の手続き	事業実施後の事後評価制度の創設			JICAの環境社会影響の評価は、相手国の事情を踏まえ、その時点で得られる最善の知見を踏まえて行われますが、その時点で得られる知見は、必ずしも十分な情報でない場合があります。そのため、環境社会影響の評価には不確実性が伴う場合があり、確実な将来の予測評価が行われているとは限りません。そのような不確実性を減らし、環境社会影響に関する配慮を改善することを目的として、環境社会影響に関する選択的な事後評価制度の導入を検討する必要があると考えます。例えば、道路プロジェクトでは、計画交通量に達するのは10～20年後になる場合が多く、供用開始後数年間では十分な環境影響の事後評価ができません。すべてのプロジェクトに対してそのような事後評価を導入する必要はありませんが、影響評価時点で大きな不確実性を有するプロジェクト等に対して、選択的に事後評価を行うような制度の創設を検討する必要があると考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
41	谷本委員		用語の解釈と適用	JICAとしての考え方の形成			1. アメリカの政策 1) ガイドラインの見直しには、直接的には関係が無いと思われるが、USAIDが解体・廃止された。USAIDから供与された額の膨大さ(年間1兆5千億円相当? 他方、日本は、10分の1程か!)とともに対象国(中米やアフリカ諸国)や援助円対象分野(医療や保健分野など)を勘案すれば、USAID解体・廃止によるインパクトは相当に大きく、USAIDを代替できるような援助機関は存在しない。当然ながら、JICAのオペレーションには大きな影響が出てくるものといえる。 2) 気候変動対策への逆行の例として、石炭火力発電所の再開や原子力発電所の増設がアピールされているが、これは地球温暖化対策や気候変動対策への取り組みを進める主要国の動きに完全に逆行している。このような動きが継続すれば、地球温暖化は一気に進んでいき、過去の取り組みの成果は短期的に消滅するのではないか。地球温暖化対策や気候変動対策は、JICAにとっても最重要事項の一つであり、このようなアメリカ政府の動向に注視を払っていくことが不可欠である。 3) これもガイドラインの見直しには、直接的には関係が無いが、中南米などからの移民を逼迫する政策が進められている。これらの移民の人々は、実質的に、アメリカ国内の主要産業である製造業やスーパーマーケット等の商業などを支えている。このような政策が強化されていけば、アメリカの経済は大減速するのみならず、中南米諸国の経済にも大打撃を与え、さらに日本を含むアジアやヨーロッパやアフリカ諸国にも負の影響を与えるのは明らかである。JICAによる中南米諸国への最近の支援は必ずしも大きくはないと推測されるが、過去にメキシコ、ブラジル、チリやペルーなどへの実績もあり、移住事業団以来の関係も深いことから、JICAとしては留意する必要があるだろう。 4) ガイドラインの見直しからはかけ離れるが、ベネズエラへの侵攻とマドゥラ大統領のアメリカへの移送、さらにイスラエルと共に行っているイランへの大規模な攻撃、また、グリーンランドに触手を伸ばしていることは、世界の安全秩序の崩壊を引き起こすことになりかねない。このような行動は、今まで、大多数の援助機関が、アジア、中南米、アフリカなどで営々としてきた援助の成果を根底から覆すこととなる。当然ながら、こういう事態が進んでいけば、JICAのオペレーションも大きな影響を受けることは必須で、JICAとしての方向性を再検討する必要性が出てくるのではないか。 2. 中国の動向(これもガイドラインの見直しには、直接的には関係が無い) 一帯一路政策に基づき、中国政府の肝いりで設立された多国間援助機関、すなわち南南協力基金、アジアインフラ投資銀行、上海協力機構などが、中南米、アジア、太平洋の島国やアフリカ諸国で、道路や鉄道などのインフラ整備のために膨大な援助を行っている。実態は、援助と言いつつも中国企業の活動の場づくりの側面がとなっているのは否めない。さらに、このような援助を受けた国々の中には、債務の返済に窮する国(例えば、スリランカなど)も出てきているのも事実であり、国際協力の秩序を乱す行為と言われても仕方ない状況といえよう。この状況は、必ずやJICAのオペレーションにも影響を与えるのではないかと思われる。 3. インドネシア、タイ、フィリピンなど東南アジア諸国では、経済成長が一段落してきており、昨今は、若者などの反政府運動に示されるように、政治的な不安性も出てきている。これらの国々は、従来から、日本の援助の中心的な受取国であり、形成されたインフラは、経済発展に大きく寄与してきたのは事実である。しかし、まだまだインフラへのニーズが高いにもかかわらず、最近ほとんど支援が行われておらず、ベトナムのみが援助対象となっているように見受けられる。JICAとして、今後、東南アジア諸国に対してどのような方向性を示すのかは一つの課題と言える。 4. これもガイドラインの見直しには直接的には関係が無いが、軍主体のミャンマーの動向が、周辺国のみならずアジア全体に負の影響を与えている実態に対して、(これは日本政府の課題ではあろうが)JICAとしても、ミャンマーへは、長期間にわたる援助の実績があり、しかも援助の実施中の開発事業も存在することから、今後、どのような対応を行うのかを明確にすることが必要であろう。 5. インフラの維持管理の重要性は、JICAのみならず全ての援助機関にとって、同様に、被援助国にとっても十分に認識されている課題といえる。しかし、この維持管理に係わる最大の問題点は、予算の確保につきる。しかし、被援助国で蔓延しているのは、【開発は援助機関がやってくれ、完成後の維持管理はどうでもよい】という病気ではないか。日本においても、高度経済成長期に作られた道路や橋などのインフラの維持管理予算の確保が、多くの地方自治体で困難になってきている。最近のメディアの情報では、東日本大震災で作られた堤防や橋梁、公民館などの維持管理の予算が確保できない自治体が幾つかあり、ある自治体の発表によれば、年間の維持管理費が入場収入の5倍以上になり、数年前に新設された文化会館を閉鎖するとのことであった。インフラの維持管理費用は、そのライフスパンを考えれば、建設費用の数倍にも達することにもなる。JICAが、今後も維持管理のの重要性を最前面に出して援助を続けていくことを願っている。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
42	東委員		その他	その他			調査団やコンサルタント会社の聞き取り調査はJICAから直接行くとバイアスがかかる可能性もあり、大学等への委託としては如何か。現在 Google FormsやLINEでも調査は容易であり一考の余地あり。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
43	衣笠委員		環境社会配慮の手続き	ESAP(是正計画)を契約・CP・報告義務に落とす運用標準化			ギャップが判明した際、是正計画(ESAP)を作成するだけでは実行が担保されず、対応が先送りになりやすい。合意事項を「誰が・何を・いつまでに」実施する義務として明確化し、実行条件(CP)・期限・定期報告・未達時の是正要求／追加措置・エスカレーションを一体で整理する運用標準が必要。形式対応を防ぎ、実施確度と説明責任を高める。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容
44	衣笠委員		用語の解釈と適用	独立専門家(IESC等)の独立性と関与範囲(監査／支援)の線引き			独立専門家(IESC等)は監査的レビューと、相手方の能力強化支援の双方が求められ得る一方、関与が過度になると独立性や責任所在(誰の成果物か)が曖昧になり、信頼関係を損ねる恐れがある。好事例の提示・根拠説明・選択肢整理は許容するが、成果物の作成代行や「指示(instruct)」は不可など、許容／禁止の線引きと説明方法を運用で明確化したい。	3. 運用見直しとは別に個別にご 相談したい内容

45	錦澤委員		その他	情報公開の仕方と活用			・ モニタリング結果をJICAホームページにより公開していることは、国内外を含めて他にほとんど例がないものと認識しており、先進的な取り組みといえます。ただ、当該ページがどこにあるかが必ずしもわかり易く示されておらず、アクセシビリティの点でやや課題があるといえます。 ・ 今後、事後モニタリングの重要性が高くなることを鑑みて、当該サイトへのアクセシビリティを高めることで、情報の共有化や利活用を進めることが期待されます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
46	奥村委員		環境社会影響評価の方法	ローカルコンサルタントの活用上の課題			調査団にヒアリングやアンケートをして、実際にローカルコンサルタントを活用して環境社会配慮に係る調査を行う際にどのような運用上の課題が生じるのか確認して、その課題に対してどのような対応ができるのかを考えても良いのかと思います。 例えば、上述した特記仕様書における記載方法の改善や参考資料としての情報提供などの対応も考えられるかと思います。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
47	小椋委員		環境社会影響評価の方法	環境チェックリスト(前出)の評価項目の見直し			同じ鉄道セクター(メトロ事業等)を例にすると、本来、自動車交通から公共交通機関への転換(TOD: Transit Oriented Development)を促し、渋滞緩和という政策目標をもって開発援助を行う同セクターにあって、開発効果の検証(モニタリング)は、中長期的な視野をもって、KPIをアウトカム指標(指標の例: 渋滞発生頻度、CO2排出量の削減程度、雇用水準(公共交通機関によるアクセス向上に伴う就労機会の向上)など)として測定すべきではないでしょうか。 参考文献: 「開発インパクトの測り方コラムシリーズ(JICA緒方貞子平和開発研究所)」 https://www.jica.go.jp/jica_ri/news/interview/2025/1578226_66472.html	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
48	東委員		環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否			GHG排出量とカーボンクレジットとの互換性の検討。インフラ工事に伴う伐採本数や喪失面積、他プロジェクトでの植樹本数と植林面積、樹種の総和がGHG排出量とカーボンクレジットと相殺されるケースの妥当性。GHS排出量の推計はカーボンクレジットの数式と同じにすれば相殺しやすくなるのでは。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
49	小椋委員		環境社会配慮の手続き 用語の解釈と適用	環境チェックリストの適切な運用			環境チェックリスト https://www.jica.go.jp/Resource/environment/guideline/ref/pdf/check_list.pdf が、必ずしも適切に運用されているとは言い難い。 例えば、鉄道セクター(メトロ事業等)の場合、交通アクセスの利便性向上により、沿線の地価や家賃が上昇し、開発前に居住していた住民、特に社会的弱者が家賃高騰により住めなくなり、社会的弱者≒交通弱者が沿線から離れた場所に暮らさざるを得なくなる開発利益の負の影響側面といった生活・生計への影響のチェックやモニタリングがなされているとは言い難いです。 この機に、環境チェックリストを案件ごとに見直すといった柔軟な対応も環境社会配慮GLの運用見直しのスコープに入れることを提案します。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
50	奥村委員		その他	ベストプラクティスの共有			他の参考になるような良い事例については、ベストプラクティスとして選定し、WEB等にて公開しても良いのではないかと思います。良いものは良いと評価することで、環境社会配慮に携わるコンサルタントのモチベーションも上がるのではないかと思います。 (例) 代替案の検討などに関して、理想的な形で代替案比較などを行っている事例 ローカルコンサルタントを上手く管理していた事例 環境チェックリストを適切に適用していた事例	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
51	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	モニタリングの期間			モニタリングの実施期間については、FAQにおいて、プロジェクト毎の性格、想定される環境、社会影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適当とされています。 共用開始後に影響が顕在化するまでに時間がかかるプロジェクトがあります。また、かつてRAPで計画された事業に関し、例えば移転先の住宅は整備されたが、事業実施主体が異なるために水道や電気の供給がなされなかったケースもありました。FAQで個別ケースに関する留意点等を記載することには限界があるため、モニタリングに関する グッドプラクティス事例集 を作成し、関係者間で共有することが望ましいのではないかと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
52	鈴木(克)委員		用語の解釈と適用	ミティゲーションヒエラルキーの解釈と適用			2022年のJICAガイドラインの改定の検討に際し、世界銀行等における適用実績に関する情報が十分でなかったため、ミティゲーションヒエラルキーの解釈と適用に関する考え方が明確に整理されなかったと思います。例えば、既に環境基準を超えた地域においてプロジェクトを実施しようとする場合のミティゲーションヒエラルキーの適用について、あるいは自然環境の保護に関するミティゲーションヒエラルキーの適用について、 グッドプラクティス事例集 などにより、明確化することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
53	二宮委員		環境社会影響評価の方法	事例集作成による環境社会影響評価の支援			これまでに検討、整理された方針や基準が案件ごとにどのように解釈され、代替案検討などの際に評価に反映されてきたかを整理し、 事例集(判例集) のような形でまとめて、環境社会影響の評価に一定の統一性を持たせることは有効である。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
54	石田委員		用語の解釈と適用	道路案件における影響評価に関して			道路案件における住民移転後の生計回復や雇用の確保に関連しては、「道の駅」の展開など、これまでの案件でもさまざまな取り組みが議論されてきました。また、ネガティブな開発を防ぐ観点から、無秩序な開発を抑制するための手段についても検討が行われてきたところです。こうした グッドプラクティス や、逆に懸念が生じた事例について情報を共有していくことは、今後の案件にとっても有益ではないかと感じています。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
55	鈴木(克)委員		環境社会影響評価の方法	操業時における事故対策			スリーマイルやボパール事故に代表されるように、操業時における事故は、極めて重大な環境社会影響リスクですが、JICAガイドライン別紙6の「チェックリストにおける分類チェック項目」には工事中の事故防止対策のみが記載されており、操業時の事故に対する対策(予防対策と生じた場合の事後対策)が明示的には含まれていません。中長期的にはガイドライン別紙6の改訂を行うとともに、短期的にはFAQ等により、操業時の事故対策に関する評価項目を追加することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
56	山岡委員		環境社会影響評価の方法	事業の調査フェースやカテゴリー(A、B)と、SEA・IEE・EIAのスコープとの関係		バングラデシュ国MIDI 総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)SC案	事業の調査フェーズやカテゴリー(A、B)と、SEA・IEE・EIAの各スコープには関係があり、その中で助言が求められている。 例えば、「マスタープランの策定支援であることから、机上調査に加えて個別事業のフィージビリティ調査で行われるような詳細な調査を広範な地域に渡って行う事は困難であるものの・・・」、バングラデシュ国MIDI 総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)スコーピング案ワーキンググループの論点(第167回全体会合、2025 年4月 11日)では、助言する側がどこまで認識して助言すべきかが明確ではなかった。議論の効率化のために、考慮すべき課題と考えられる。効率化は限られた時間内に重要な点を議論するために必要と考えられる。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
57	鈴木(克)委員		環境社会配慮の手続き	日本の国内における環境影響評価制度とのすり合わせ			JICAの環境社会影響評価制度は、多国間援助機関における環境社会影響の評価制度と実践に基づき形成されているため、日本の国内での実践を基に構築された環境影響評価制度とは異なる面があり、一長一短であると考えられます。中長期的には、国内制度とのすり合わせを行い、国内制度のほうが優れていて、かつ、国際的にも実施可能な方策を取り込むことを検討することが望ましいと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
58	石田委員		その他	チェックリスト			例えば水産業では、近年、人間活動による影響(IUU漁業、マイクロプラスチック、化学物質など社会生態学的な視点)がより強調されるようになっています。海洋環境の変化による水産資源への影響は従来から議論されてきましたが、現在では ENSO や海洋温暖化などの気候変動(あるいは環境変動)が漁業に与える影響も顕在化してきています。こうした状況を踏まえると、詳細な分析を求めるということはありませんが、産業別あるいは産業セクター別のチェックリストの中に、それぞれの分野で重要となる要因が変化しているか、あるいは追加の必要が生じていないかを確認し、必要に応じて適切に反映していくことも、検討の一案となるのではないかと感じています。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容

59	錦澤委員		環境社会配慮の手続き 用語の解釈と適用	事業計画変更(「重大な変更」)の扱いについて		オルカリアV地熱発電開発事業	・ 今期の対象案件において、「重大な変更」がされた事業が少なからずありましたが、この場合の扱いが必ずしも明確ではありません。また、そもそも何をもって「重大な変更」とみなしているのかもはっきりしません。 ・ 「重大な変更」の扱いについて、アセスでは事業内容に基づいて予測・評価するので、事業計画を大幅に変更すると、予測・評価結果の妥当性が担保されなくなります。このため、「重大な変更」がなされた場合、手続きの再実施も含めて運用方針を明確化すべきです。具体的には、予測・評価結果が変わらない「軽微変更」であるか「重大な変更」であるか、一定の基準を定めておくことが考えられます。 ・ 例えば、日本のアセス法制度では、火力発電所の軽微変更要件として、「発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。」「変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。」が定められています。これらを超える事業計画の変更がなされた場合、手続きの再実施を含む対応が求められます。これに準じた基準を設けておかないと、「重大な変更」が安易になされることが危惧されます。 ・ これに関連するJICA案件として、「オルカリアV地熱発電開発事業」が挙げられます。この事業は「重大な変更」として扱われましたが、約80MWの設備容量の発電施設の建設であること、当初計画に基づいて建設されたオルカリアV発電施設が稼働後5年以上経過していること、当該施設から約5km離れていること、などを踏まえると、事業計画の変更として扱うことは無理があるといえます。 ・ 事業者としてはアセス手続を早期に完了したいとの意向があることから、事前に要件を定めておかないと「軽微変更」と同等の扱いとして処理されることになり、十分な環境社会配慮がなされないおそれがあります。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
60	石田委員		その他	事業効果の持続性		モロッコガルブ地域灌漑開発事業	インフラ施設の利用保全と維持の検討は、持続的な利用に直結する課題だと考えられます。例えば、モロッコガルブ地域灌漑開発事業では、水利組合にPPP事業体を接合させる形が取られていました。このような持続性を意識した手段や対策というグッドプラクティスとして共有しうるものではないかと感じています。こうした視点を、必要に応じてチェックリストに追加することも検討の一案となるのではないのでしょうか。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
61	小椋委員		環境社会影響評価の方法	評価スコープの特定 (インフラ開発援助×関連する他の政策)			同様に、鉄道セクター(BRT含む。)を例にしますと、鉄道等の公共交通機関の整備と同時に、TODに導く他の政策(例:沿線の住宅政策～沿線の土地開発における容積率緩和と緩和分をアフォーダブル・ハウジングの整備に充てるといった政策)、自動車交通から公共交通機関に転換を促す税制(自動車交通への混雑税の導入～混雑税を鉄道の運賃補助の財源とする、など。)との相乗効果(累積的影響)の検証も必要ではないでしょうか。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
62	貝増委員		用語の解釈と適用	生計回復			生計回復について道路案件では過去に道の駅についての助言が何度か上がっていました。実施する側から考えると道の駅のような施設はコンポーネントになりうるのではないかと考えます。また、供用後は維持管理などの費用が必要になり、サステナブルな運用ができるのか容易ではないと考えられます。とはいえ、重要なことだと考えます。加えて、少し見当違いなところもあるかもしれないけれど、生計回復プログラムが作られ、実施されますが、実施の状況などはモニタリングされていると思いますが、モニタリングの状況を知る機会があまりないように感じます。できればグッドプラクティスなどがわかると良いと考えます。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
63	鈴木(克)委員		その他	環境社会配慮の実施主体とJICAによる支援			環境社会配慮の実施主体は、プロジェクトの実施主体ですが、現状では協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款等を活用した支援が行われています。相手国における対応能力が向上しつつあることを踏まえ、それらの事前調査段階での調査活動に関する支援を減らし、相手国政府やプロジェクト実施機関における人材育成研修、能力向上に対する支援に振り向けることを検討すると良いのではないかと思います。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
64	重田委員		環境社会影響評価の方法	気候変動による環境社会配慮のデータの取り扱い		シッキム州山岳道路連結性改善事業SC案	GOLF(水河湖決壊洪水)や地すべりなど気候変動のよる自然災害が増加する中で、対象プロジェクトの環境社会配慮のデータとしてスコーピングマトリックスとベースラインの調査項目・調査手法を加える。スコーピングマトリックスに「自然災害(GLOF・地すべり等)」「気候変動(脆弱性)」を加え、事業が災害を悪化させる「負の影響」と事業が災害に影響し環境社会問題につながらないかという「脆弱性」からの視点を項目に加える。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
65	重田委員		環境社会配慮の手続き 環境社会影響評価の方法	レアアースなど新しい鉱物資源の環境配慮の影響とデータの取扱い			現在レアアースなどの鉱物資源開発が世界や日本で進められているが、レアアース鉱石には微量の放射能物質(トリウム)などが含まれており、精練過程で濃縮された「放射性廃棄物」が発生する。特に「放射性物質」や「海底生態系」は、対象プロジェクトの既存のスクリーニング項目に加えて注視する他、代替案の比較検討、住民協議、モニタリング計画の作成が必要になる。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
66	重田委員		環境社会配慮の手続き	先住民への特別な配慮・情報開示・協議・広報の確保		シッキム州山岳道路連結性改善事業SC案	対象プロジェクトを行う地域には、複数の先住民族が混在している地域もあり、彼らの民族固有の言語、文化、意思決定を有している場合がある。「住民の意味ある参加」のために、先住民族に関しては、彼らの伝統文化を尊重する特別な配慮・情報公開・協議・広報が求められる。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
67	東委員		環境社会配慮の手続き	用語の解釈と適用			現下の「国際法無視」と「武力による現状変更」の状況を鑑み、国境線近くや潜在的係争地周辺での案件には過去の紛争の経緯、及び国境線の決定過程の調査と周辺地域での民族・部族・言語・宗教分布図に関するより詳細な事前調査を行う。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
68	東委員		環境社会配慮の手続き	プロジェクト向き融資での住民移転ポリシーフレームワークの適用			住民移転に関するドナー側基準と相手国政府との乖離が常に問題となるが、現場での経験から声の大きい人達の要求が通る「言うたもん勝ち」となる傾向も散見され、本当に援助が必要とされる住民には届かない事もある。現地コンサルタントに委託するとプロジェクト実施がともすると優先され、住民ヒアリングにバイアスがかかるケースも散見され、研究者特に現地大学の教員へのヒアリング調査委託等を試みては如何。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
69	東委員		用語の解釈と適用	必要とされる要件を整理する事項			現地のサブコンへのより広範な業務委託。現地状況は現地のコンサルタントが一番よく知っている。インドネシアでは現政権の学校給食無償化による財政逼迫からインフラ借款事業の中止。カンボジアでの中国案件が進行中の案件(扶南デッチョ運河)とブノンペン市洪水SC案が可分一体となり結局、実施できなくなったケースを見ると現地事務所の情報収集力サポートが必要。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
70	林委員		環境社会配慮の手続き	住民移転や生計回復			住民移転や生計回復関係については、これまでも助言文書確定時に論点として多数取り上げられている。これについても、どの国やどの場所で行われるのか、複数の事業が時差をもって実施される場合、複数のドナーが関与する場合などにより多様な状況である。各種条件などが一定程度整理できると今後の判断への有用性が高いと思われる。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
71	林委員		環境社会影響評価の方法	影響評価項目			事業ごとに違いがあることは認識しつつ、事業内での各種影響評価項目の考え方(スコーピングマトリク調査、TOR、影響評価結果、緩和策、モニタリング計画など)はある程度一致していることが望ましい。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容
72	衣笠委員		環境社会配慮の手続き	重大インシデントのトリガー定義と初動・公表プロトコル統一			重大事故・死傷・重大汚染・住民衝突・深刻な人権事案等について、何を「重大」とみなすか、一次報告の期限／宛先、暫定原因・影響範囲・初動対応、再発防止／是正計画の提出、GRM(苦情処理)との接続、ステークホルダーへの説明・公表方針が案件ごとにばらつく。トリガーと初動プロトコルをFAQ等で統一し、早期把握と拡大防止を図りたい。	3. 運用見直しとは別に個別にご相談したい内容

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し
案件形成担当者へのアンケート結果（主要意見）

JICA 審査部 環境社会配慮審査課
環境社会配慮監理課

1. 調査方法

- 対象：ガイドラインを実際に運用している案件担当者（JICA 内（本部、在外事務所）、ローカルコンサルタントを含む協力準備調査コンサルタント）
- 回答総数：52 件
- 方法：意見募集通知メールにて周知し、自由意見記入方式にて回答

2. 結果（提出された意見）

（1）環境社会配慮の手続きに関連する意見

- 既に事業が開始されている案件に対して、JICA が後から参画、支援を検討するケースの対応についてガイドラインで明記されていないため、運用を整理すべき。【検討議題 J】
- 民間事業等を念頭に、プロジェクト型ローンへのフレームワークの適用について、世銀・IFC 及び他ドナーのポリシーとも整合する形で、ガイドライン運用上の整理を検討すべき。【検討議題 J】
- 開発政策借款(DPL)について、政策アクションの帰結として形成される事業については実施段階で適切な環境社会配慮が考慮される可能性が高いことから、カテゴリ分類不要とすべき。

（2）環境社会影響評価の方法に関するコメント

- 代替案検討の方法について：【検討議題 A】
 - ✓ 代替案検討の目的を明確化してほしい。
 - ✓ 加重総和法による比較の定量評価を必須とせず、定性評価についても容認してほしい。
 - ✓ 事業計画に対する先方政府の意向がある場合、それを踏まえた検討がなされるべき点を明確化すべき。
- ステークホルダー協議について：【検討議題 D】
 - ✓ ステークホルダー協議の方法や内容、範囲が明確でないため、最低限遵守されるべきポイントを示してほしい。

- ✓ 第 1 回現地ステークホルダー協議について、調査スケジュールやステークホルダーの意見を適切に反映するため、SC WG の助言確定前のステークホルダー協議実施を許容してほしい。
- モニタリングフォームについて、実施機関が提出しやすい内容に見直してほしい。
- 環境社会配慮要件と現地法令の乖離が生じた際の対応や手続きについて：
 - ✓ 相手国法上、ステークホルダー協議の対面開催は必須ではないため、別の方法を許容してほしい。
 - ✓ 住民への補償、非正規住民の扱い等について、須らく JICA ガイドラインを優先するのではなく、現地国法を尊重する妥協点を検討してほしい。
 - ✓ 現地国法で先住民族として認めていない中、国際的には先住民族として認められているために優先的な配慮対象とすることで、現地での軋轢を生む可能性があるため、現地の状況、現地国法を考慮した判断を認めてほしい。
- カテゴリ A 案件と比べると、カテゴリ B 案件の環境社会配慮文書の承認時期が明確に示されていないため、遵守すべきポイントを示して欲しい。

(3) 用語の解釈と適用に関する意見

- 自然・文化保護区の取り扱いについて：【検討議題 C】
 - ✓ 原則禁止されている自然・文化保護区内で事業実施する場合の「実施可能な代替案が存在しないこと」の判断軸を明確化・類型化してほしい。
 - ✓ 市街地にある文化保護区域は施工方法により影響回避が可能であり、開発制限の緩和を設けても良いのでは。
- IBA/KBA 等の国際的指定地は重要な参照情報である一方、指定境界が必ずしも実際の高保全価値生態系と一致しない場合があるため、取り扱いについて判断基準を明確化してほしい。【検討議題 C】

(4) 助言委員会の運用に関するコメント

- WG 事前質問において、技術的な質問や JICA 手続き上の質問が含まれており、質問の意図がつかめずに回答案の検討に苦慮したケースがあった。そのため、WG への事前質問について、環境社会配慮の質向上という観点を踏まえた質問の背景・意図をより明確・詳細に示してほしい。
- 適切な業務量や案件形成スケジュールを見積もる観点から助言委員会に提出する資料の目次や含めるべき情報、ポイントを整理すべき。

- 助言委員会全体会合での質疑応答について、質問数が多く、まとめて正確に把握・回答することが難しいため、質問数の制限や一問一答形式に変更してほしい。
- 助言委員会にかかるプロセスの迅速化・効率化が必要。

以上

2026 年 6 月 8 日

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し 実施機関へのアンケート結果（主要意見）

JICA 審査部 環境社会配慮審査課
環境社会配慮監理課

1. 調査方法

- 対象：ガイドラインを実際に運用している案件の実施機関
- 方法：在外事務所からのアンケート票の送付
- 回答総数：6 か国 10 実施機関、75 件
- 質問内容：ガイドラインの別紙 1、別紙 2 の内容を中心に、ガイドライン運用上の不都合等を記述（自由意見）

2. 結果（提出された意見）

（1）環境社会配慮の手続きに関連する意見

- RAP は詳細な実測調査および再取得費用調査に基づいており、これらは詳細設計段階に実施される。そのため、RAP は案件形成（概略設計）段階ではなく、詳細設計段階で作成することを認めてほしい。

（2）環境社会影響評価の方法に関するコメント

- 代替案検討において、自国の法制度上を求められていない詳細な評価・定量評価を求められている。データが限られている場合もあるため、自国の法制度上認められている評価手法や定性的評価を認めてほしい。【検討議題 A】
- ステークホルダー協議について：【検討議題 D】
 - ✓ 脆弱なグループとのステークホルダー協議を実施する際の要件やコミュニケーション用テンプレートを提供してほしい。
 - ✓ 自国のステークホルダー協議手続きと整合させることを容認してほしい（EIA 作成後の SHM 開催、対面以外の開催手段）。また、JICA 案件としての検討前に既に実施された地域協議を認めてほしい。
- JICA ガイドラインには、外部モニタリングに関する具体的な要件は存在しない。自国の法制度においても第三者によるモニタリングや評価は義務付けられていないため、外部モニタリングを必須化しないでほ

しい。【検討議題 E】

- 温室効果ガス排出量の閾値は、プロジェクトのカテゴリーごとに把握または提示される必要があり、初期調査や計画に組み込まれるようにすべき。【検討議題 F】
- 送電インフラの気候変動に対するレジリエンスを評価する手法（特に洪水リス）を示してほしい。【検討議題 H】
- ベースライン調査について、季節毎の調査ではなく、数値が最も悪化する時期に 1 回のみ調査することを受け入れて欲しい。
- 温室効果ガスの排出量の算定において、プロジェクトが貢献する温室効果ガス削減量についても考慮すべき。
- 効果的なモニタリング実施のため、実施機関の能力を補完するようなモニタリング用テンプレートや最低限の報告指標、頻度を明確にしてほしい。

（3）用語の解釈と適用に関する意見

- 重要な生息地におけるネットゲインを含むオフセットの導入を検討してほしい。【検討議題 C】
- 一部の保全地域や保護地域には、独自の緩衝地帯や回廊が設けられている。そうした特定された緩衝地帯や回廊についても考慮する必要がある。【検討議題 C】
- カテゴリ A の分類要件（環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト）をより明確に示してほしい。

（4）助言委員会の運用に関するコメント

- カテゴリ A 案件を須らく助言委員会に付議するのではなく、相手国の法制度や実施機関の JICA 事業の経験値に応じて、付議要否を検討して欲しい。

以上

第 8 期環境社会配慮助言委員会 期末報告 (案)

2026 年 6 月 8 日

第 8 期環境社会配慮助言委員会 委員長 原嶋洋平

1. 概要

(1) 第 8 期助言委員会就任期間：2024 年 7 月 8 日～2026 年 7 月 3 日

(2) 実施した全体会合・ワーキンググループ (WG)：

1. 全体会合 (全 22 回。第 159 回 (2024.8) ～第 180 回 (2026.7))
2. 個別案件 (全 20 件。うち、スコーピング段階 13 件、ドラフトファイナルレポート段階 4 件、環境レビュー段階 3 件、また海外投融資 1 件。エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東部延伸事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案においては追加 WG が開催されたため、実回数は 2 回。)

(3) 助言委員： 全 22 名 (委員名簿は別添 1 の通り)

(4) 第 8 期環境社会配慮助言委員会による助言概況 (参考データは別添 2)

1) 個別の案件に対する助言

全体会合 (第 159 回から第 180 回) では、20 の案件に対して助言を確定した。案件の数は第 4 期の 41 件、第 5 期の 34 件、第 6 期の 26 件と比較して少なく、第 7 期 19 件と同等であった。案件を事業の種類別に見ると、道路 (橋梁・トンネルを含む) 7 件、鉄道 6 件、その他 (上下水道・工業開発／港湾セクター・海水淡水化) 3 件が続く。海外投融資は 1 件含まれていた。

助言の総数は合計で 112 件であった。一つの案件に対する助言の数は、平均で 5.6 件であった。

助言全体を内容別に分類 (112 件、助言を複数の内容を含むものと見なしたものを含む) すると、「生態系・自然保護」が 19.6%、続いて「ステークホルダー会合、情報公開」が 13.4%、「現地の生計・日常生活」の内容が 10.7%、「環境汚染 (公害・廃棄物・景観)」が 9.8%、「代替案」が 8.9% を占めた。その他「住民移転」5.4%、「構造物の設計・維持管理」4.5%、「ジェンダー・社会的弱者」3.6%、などであった。

一方、各案件に含まれる助言内容を案件単位で集計すると、半数以上の案件で「生態系・自然保護区」(13 案件) が取り上げられている。「環境汚染 (公害・廃棄物・景観)」・「現地の生計・日常生活」・「ステークホルダー会合、情報公開」に関する内容がそれぞれ 10 件、「代替案」に関する内容が 8 件含まれている。

前期 (第 139 回から第 158 回) との比較では、一つの案件に対する平均助言数が 5.9 から 5.6 に減少した。内容別には、「生態系・自然保護区」に関する助言が最多であったが、「ステークホルダー会合、情報公開」の助言が多い傾向へと変化した。

2) ワーキンググループの論点

個別の案件ごとに開催されるワーキンググループでは、その議論における重

要なポイントを論点として記録してきた。これは、ガイドラインの運用の継続的な改善に役立てることを目的としている。

20 の案件についてワーキンググループの議論で扱われた論点は合計で 34 件であった。内容別（総数 34 件）では、10 件が「代替案」に関するもので、最も多かった。続いて、「生態系・自然保護区」4 件、「環境汚染（公害・廃棄物・景観）」4 件、であった。

第 7 期では「生態系・自然保護区」が上位を占めたが、第 8 期は「代替案」の件数が増えた。

2. 運用面での改善

(1) 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版）公布

2010 年 4 月公布の JICA 環境社会配慮ガイドラインが改正され 2022 年 1 月 4 日付けで公布され、2022 年 4 月 1 日より施行されることとなった。2022 年 4 月 1 日以降に要請を受けた案件から適用されており、新ガイドラインを適用した案件が増えている。

(2) オンライン会議の実施（2020 年 8 月 7 日より）

前期に引き続き、Teams 等を通じた全体会合、ワーキンググループ会合（現地参加可能）で実施した。

(3) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）運用見直し議論を開始（2026 年 2 月 6 日から）

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの運用見直し作業の着手し、論点の洗い出し作業を実施した。

3. 環境レビュー方針の説明、モニタリング段階の報告、案件概要説明

・環境レビュー方針の説明（環境レビュー結果の報告含む）

全体会合で環境レビュー結果の報告を行った案件は、以下のとおりである。

- (1) 2024 年 8 月 9 日：ブータン国水力発電開発事業（協力準備調査（有償））
- (2) 2024 年 10 月 7 日：インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ 2）（有償資金協力）
- (3) 2024 年 11 月 8 日：ウガンダ国カルマ橋建設計画（協力準備調査（無償））
- (4) 2024 年 12 月 9 日：インド国デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 4-2（有償資金協力）
- (5) 2025 年 7 月 7 日：ケニア国オルカリア V 地熱発電開発事業（有償資金協力）
- (6) 2025 年 12 月 8 日：インド国ムンバイメトロ 11 号線建設事業（協力準備調査（有償））
- (7) 2025 年 12 月 8 日：インド国ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ 3）（協力準備調査（有償））
- (8) 2026 年 3 月 9 日：ヨルダン国アカバーアンマン海水淡水化送水事業（海外投融資）

- (9) 2024 年 10 月 7 日：インド国チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ 2）（有償資金協力）

・モニタリング段階の報告

半年に一度、合意文書締結済のカテゴリ A 案件を対象として、モニタリング段階にある案件の進捗状況やモニタリング結果の公開状況について報告した。また、個別にモニタリング結果の報告を行った案件は、以下のとおりである。

- (1) 2024 年 10 月 7 日：エルサルバドル国サンミゲル市バイパス整備事業
- (2) 2025 年 4 月 11 日：フィリピン国南北通勤鉄道事業（マロロス-ツツバン）
- (3) 2025 年 4 月 11 日：フィリピン国カビテ州産業地域洪水リスク管理事業
- (4) 2025 年 4 月 11 日：フィリピン国洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）
- (5) 2025 年 6 月 6 日：カンボジア国国道 5 号線改修事業（バタンバン-シソポン間）
- (6) 2025 年 6 月 6 日：カンボジア国国道 5 号線改修事業（プレッククダム-スレアマアム間）
- (7) 2025 年 6 月 6 日：カンボジア国国道 5 号線改修事業（スレアマアム-バタンバン間及びシソポン-ポイペト間）
- (8) 2025 年 12 月 8 日：ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ 2）
- (9) 2026 年 1 月 16 日：ラオス国モンスーン風力発電事業
- (10) 2026 年 1 月 16 日：インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業
- (11) 2026 年 4 月 10 日：ウガンダ共和国アタリ流域地域灌漑施設整備事業計画

・案件概要説明

全体会で案件概要の説明を行った案件は、以下のとおりである。

- (1) 2024 年 8 月 9 日：エジプト国カイロ地下鉄四号線第一期東西延伸事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (2) 2024 年 8 月 9 日：インド国デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 4-2（有償資金協力）環境レビュー
- (3) 2024 年 9 月 9 日：ルワンダ国マサカ上水道整備事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (4) 2024 年 10 月 7 日：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業（中環状西部区間）（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (5) 2024 年 10 月 7 日：インド国ムンバイメトロ 11 号線建設事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (6) 2024 年 12 月 9 日：バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ 2）（協力準備調査（有償））スコーピング案

- (7) 2025 年 1 月 17 日：バングラデシュ国 MIDI 総合開発計画策定プロジェクト（開発調査型技術協力）スコーピング案
- (8) 2025 年 3 月 10 日：セルビア国ビストリツァ揚水発電所建設事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (9) 2025 年 5 月 12 日：インド国ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ 3）（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (10) 2025 年 5 月 12 日：ベトナム国バックアイ揚水発電事業（海外投融資）環境レビュー
- (11) 2025 年 6 月 6 日：モンゴル国チンギスハーン国際空港拡張事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (12) 2025 年 8 月 8 日：カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (13) 2025 年 10 月 3 日：バングラデシュ国外国直接投資促進事業フェーズ 2（有償資金協力）環境レビュー
- (14) 2025 年 11 月 7 日：タンザニア国ウガンダ-タンザニア国際連系送電線事業（有償資金協力）環境レビュー
- (15) 2025 年 12 月 8 日：ヨルダン・ハシェミット王国アカバ-アンマン海水淡水化送水事業（海外投融資）環境レビュー
- (16) 2026 年 1 月 16 日：インド国シッキム州山岳道路連結性改善事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (17) 2026 年 3 月 9 日：ウズベキスタン国国際連結性強化事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (18) 2026 年 3 月 9 日：ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (19) 2026 年 4 月 10 日：【追加 WG】カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業（協力準備調査（有償））スコーピング案
- (20) 2026 年 6 月 8 日：カンボジア国灌漑・排水施設改良事業（第 1 期）（協力準備調査調査（有償））スコーピング案

以上

第8期環境社会配慮助言委員名簿（2026年4月1日）

（五十音順）

	名 前	所 属 先	役 職	専 門 分 野
1	東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院	教授	紛争後の社会、平和構築、社会経済調査法
2	阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部/明治学院大学大学院社会学研究科	非常勤講師	国際保健、ジェンダー
3	石田 健一	元東京大学大気海洋研究所海洋生命科学部門	元助教	再生可能資源管理（海洋・水域、森林）参加型開発、計画と評価
4	奥村 重史	あずさ監査法人 コンサルティング事業部	ディレクター	開発途上国の廃棄物問題、環境汚染対策
5	小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社	元プロジェクト担当部長	非自発的住民移転、公共用地補償
6	貝増 匡俊	神戸女子大学家政学部家政学科	教授	プロジェクトマネジメント、環境とエネルギー
7	鎌田 典子	一般財団法人自然環境研究センター研究本部	上席研究員	生物多様性保全
8	衣笠 祥次	株式会社 三菱UFJ銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室 環境社会グループ	次長	赤道原則等の国際基準に準じたプロジェクトファイナンス、サステナビリティ開示
9	源氏田 尚子	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）東京サステナビリティフォーラム	フェロー	環境政策、自然保護、環境影響評価制度
10	重田 康博	宇都宮大学国際学部/国際協力NGOセンター	元教授/ 政策アドバイザー	国際開発論、国際協力NGO論、グローバル市民社会論
11	柴田 裕希	立教大学環境学部	准教授	戦略的環境アセスメント、参加型計画
12	鋤柄 直純	一般財団法人自然環境研究センター研究本部	元研究主幹	自然環境保全等
13	鈴木 和信	日本大学国際関係学部	教授	自然環境保全協力、環境政策、気候変動対策
14	鈴木 克徳	特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J)」	理事	環境政策、環境影響評価、国際環境協力、大気環境管理、廃棄物管理、ESD
15	田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラム	プログラムディレクター	国際開発機関の環境社会配慮政策及び南アジア案件の環境社会配慮
16	谷本 寿男	恵泉女学園大学人間社会学部	元教授	自然・社会環境を含む地元資源の活用による住民主体の地域開発論
17	錦澤 滋雄	東京科学大学環境・社会理工学院 融合理工学系	准教授	環境政策・計画、環境アセスメント
18	二宮 浩輔	山梨県立大学国際政策学部	元教授	持続可能な開発と環境、援助の環境社会配慮
19	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部・大学院経済科学研究科	名誉教授	社会環境アセスメント、環境経済評価、環境行政、農村環境、環境管理・保全計画
20	林 希一郎	名古屋大学未来材料・システム研究所	教授	環境政策・環境影響評価、生態系サービス評価
21	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部	教授	環境政策
22	山岡 暁	宇都宮大学地域デザイン科学部	客員教授	上水工学、再生可能エネルギー、環境影響評価、プロジェクトマネジメント

案件名		回	助言段階					事業種類					助言内容										論点内容										その他	その他を含めた論点集計・重複込み	論点数													
			助言確定日時	スコoping	ドラフトファイナル	環境レビュー	海外投融資	道路	電力	鉄道	ダム・放水路	空港	その他	生態系・自然保護	住民移転	環境汚染(公害・廃棄物・景観)	現地の生計・日常生活	代替案	構造物の設計・維持管理	ジェンダー・社会的弱者	ステークホルダー・社会、情報公開	累積的影響・不可分一体	文化的	気候変動	その他件数	その他(どの項目に入れるべきかわからないものも含む)	助言内容小計・重複込み	助言数合計	生態系・自然保護	住民移転	環境汚染(公害・廃棄物・景観)	現地の生計・日常生活				代替案	構造物の設計・維持管理	ジェンダー・社会的弱者	ステークホルダー・社会、情報公開	累積的影響・不可分一体	文化的	気候変動	その他の論点数					
ブータン国水力発電開発事業(協力準備調査(有償))ドラフトファイナルレポート		1	159	2024年8月9日(金)	1							1	2													2	2	2	1														1	1				
ウガンダ国カマル橋建設計画(協力準備調査(無償))ドラフトファイナルレポート		1	161	2024年10月7日(月)	1					1					1	1												2	2			1		2		1								4	4			
ルワンダ国マサカ上水道整備事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	162	2024年11月8日(金)	1								1				1			1						3	計画諸元1、地下水2	6	6	1													1	予測評価手法1	2	2		
インド国デリー高速輸送システム建設事業フェーズ4-2(有償資金協力)環境レビュー		1	163	2024年12月9日(月)			1						1							1								3	3														1	スコoping段階の助言委員会における予測・評価手法1	1	1		
インド国ムンバイメトロ11号線建設事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	164	2025年1月17日(金)	1							1								1						2	開発者利益1、地下利用の補償1	4	4			1		1										2	2			
マダガスカル国アンタナリボ都市圏道路網整備事業(中環状西部区間)(協力準備調査(有償))スコoping案		1	165	2025年2月7日(金)	1							1	1			1	1				1							5	5				1											1	1			
バングラデシュ国チャットグラムーコックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ2)(協力準備調査(有償))スコoping案		1	166	2025年3月10日(月)	1					1			4			1	1				2							8	8	1														1	スコoping段階における事前調査1	2	2	
バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)スコoping案		1	167	2025年4月11日(金)	1							1	1			1				2				2	6	土地利用状況1.発電容量1.LNG1.雇用3	13	13																1	マスタープラン調査における影響評価1	1	1	
セルビア国ビストリツァ揚水発電所建設事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	167	2025年4月11日(金)	1							1	1	1						2					2	地震1水没影響1	6	6				1													1	1		
インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)(協力準備調査(有償))スコoping案		1	170	2025年7月7日(月)	1								1			1		1	1							3	水利権など農業の水利用1.雇用2	7	7				1													1	1	
ケニア国オルカリアV地熱発電開発事業(有償資金協力)環境レビュー		1	170	2025年7月7日(月)				1					3															3	3															過去の関連事業における教訓について1.本事業の追加ユニットの建設を既存事業の変更として取り扱う理由・経緯1	2	2		
カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	172	2025年10月3日(金)	1							1			2			1	1							2	交通需要予測2	8	8			1			1										2	2		
インド国ムンバイメトロ11号線建設事業(協力準備調査(有償))ドラフトファイナルレポート		1	174	2025年12月8日(月)											1	1	1											3	3						1									1	包括的なアプローチを通じたTOD(公共交通機関志向型の開発)の推進1	2	2	
インド国ベンガルール・メトロ建設事業(フェーズ3)(協力準備調査(有償))ドラフトファイナルレポート		1	174	2025年12月8日(月)											2	1		1	1									5	5															2	2			
ヨルダン・ハシェミット国アカバー・アンマン海水淡化送水事業(海外投融資)環境レビュー		1	177	2026年3月9日(月)					1				3	1	1					1								6	6															2	協調融資案件における助言2対応方1、フレームワークの取り扱い1	2	2	
エジプト国カイロ地下鉄4号線第一期東部延伸事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	178	2026月4月10日(金)	1							1			2	3				2			4		2	2	外部からの照会1、大深度地下の所有権1	14	14			1		1											2	駅周辺の再開発率1、既存インフラの拡張事業の位置づけ1	4	4
インド国シッキム州山岳道路連結性改善事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	178	2026月4月10日(金)	1					1			1	1						1	1				1	1	危機管理対策1	5	5				1												1	1		
ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	178	2026月6月8日(月)	1										1	1		2										4	4	1																1	1	
ウズベキスタン国国際連結性強化事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	179	2026月6月8日(月)	1								2			1		1			2							6	6				1													1	1	
【追加WG】カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業(協力準備調査(有償))スコoping案		1	179	2026月6月8日(月)	1								1								1							2	2																1	スコoping段階における情報収集について1	1	1
小計(件数)		20			13	4	2	1	7	3	6	0	0	4	22	6	11	12	10	5	4	15	0	4	2	21	0	112	112	4	1	4	1	10	0	1	1	0	0	0	12	0	34	34				
比率(%)													19.6%	5.4%	9.8%	10.7%	8.9%	4.5%	3.6%	13.4%	0.0%	3.6%	1.8%	18.8%		0.0%	100.0%	100.0%	11.8%	2.9%	11.8%	2.9%	29.4%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	35.3%	0.0%							
案件単に小計(件数)													13	5	10	10	8	4	4	10	0	1	1				5.6																					

検査セル					13	4	2	1	7	3	6	0	0	4	0	22	6	11	12	10	5	4	15	0	4	2	21		0	112	112	4	1	4	1	10	0	1	1	0	0	0	12	0	34	34
検査セル					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

